

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成27年6月10日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 諸橋太一郎君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人事課長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成27年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成27年6月10日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉です。

2期目も住みよいまちづくりを目指し、市民の皆様方の声を市政に届けるため懸命に働いてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより一般質問を始めさせていただきます。

初めに、市街地東地域の幹線道路についてお伺いいたします。

平成26年度の人口統計を見ると、4月1日現在まで牛久市の人口は増加傾向にあり、現時点でも8万4,466人とふえ続けております。これは、ひたち野うしく地域の開発に伴い、よりよい環境のもとでの生活を求め、各地域からの転居者がふえたということではありますが、現在の人口増加の傾向は、昨日の同僚議員の質問に対しての答弁にもありましたが、新市街地のひたち野うしく地域の転入はもちろんのことですが、それ以上に旧市街地と言われる市街地東地域への転居増加も一つの要因であるということでもあります。

現在も、南2丁目の10区画、南3丁目の26区画、そして南6丁目の33区画の開発が行われております。特に、ふれあい道路から向台小学校に向かう通学路に面している市道53号線沿いは雑木林が伐採され、市街化調整区域とはいえ、これからも住宅がふえていく可能性はあると考えます。

牛久市の道路整備は、現在6号国道渋滞緩和のため、6号バイパスの整備が行われております。また、牛久市北部地域では、常磐線6号国道と並行し、ふれあい道路が延伸され、土浦方

面への交通が便利になっております。しかし、このふれあい道路は、さくら台1丁目のスーパーランドロームさんの交差点で細くなり、角度があるため事故も起こっております。この市道53号線は向台小学校から龍ヶ崎に向かつての道路が拡幅整備されたことにより、車の走行台数も非常にふえており、現在、通学路のためガードパイプは設置されておりますが、スピードを落として走行する車は少なく、歩道も車道も狭いため、非常に危険な状況であると考え、保護者の方、地域の皆様方から不安の声を頂戴しております。特に、朝夕の市道53号線の交通量は非常に多く、渋滞の車の列に住宅地から侵入することが困難な状況であり、今後、住宅がふえることに伴い、車の台数もふえます。

また、女化街道も、市道53号線と同様、朝夕の交通量は多く、歩道も狭く、自転車の走行が非常に危険であるとの御指摘もいただいております。車の台数も、統計からいくと年々ふえており、平成26年度には普通自動車1万4,151台、軽自動車は1万3,284台となっており、1家庭2台、3台と所有しているところも少なくありません

そこで、お伺いいたします。今後、市道53号線と女化街道の渋滞緩和のための措置として、スーパーランドロームさん十字路から龍ヶ崎に向かつてのふれあい道路の延伸があるのか、また今後どのような措置を講じていくのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、市街地東地域の幹線道路についてお答えいたします。

ふれあい道路の南側への延伸につきましては、平成12年度に策定しました前期の都市計画マスタープランにおいて、交通利便性向上のための新規路線として提案されており、現在のマスタープランにも継続されております。

この道路は、既存道路の市道53号線を整備することにより、延伸整備ではなく、既存道路の利便性を向上させることで対応しているところであり、現時点においては延伸の計画はないものとして、今後の都市計画の見直しなどとあわせ変更していく予定としております。

また、市道53号線の改良工事は、向台小学校前の交差点、ふれあい通りの接道部分の交差点改良でより円滑な通行ができるよう実施されたもので、平成23年度に完了しております。

また、現在の交通量調査を2日間実施したところ、朝7時から8時半までの1時間半でふれあい通りへ抜ける車両は約690台ございました。そのうちの約84%が龍ヶ崎市方面から向台小学校前を通過してふれあい通りへ抜ける通過車両でありました。

今後におきましては、市道53号線沿いの南地内で宅地開発が進められているなど、新たに住まれる世帯の増加も見込まれており、継続的な交通状況の把握が必要であると認識しているところでございます。

なお、市内の通過交通については、国道6号バイパスの開通により交通の流れが分散し、市

内各所の慢性的な渋滞が解消されていくものと考えております。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今、部長から、国道6号バイパスが開通された際には緩和されるのではないかというお話がありましたが、今お話があった84%が龍ヶ崎から土浦方面に抜けていく車であるのではないかと考えると、果たしてそのバイパスができた際に、そちらのほうに分散されるのかということをちょっと懸念しておりますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 国道6号バイパスが整備されると車の流れが変わるとの御質問にお答えしたいと思います。

秋山議員も御存じのとおり、国道6号バイパスについては、早期整備に向けた要望活動を毎年継続して実施しております。平成27年2月26日には、市長、議長を初め、尾野議員、秋山議員、藤田議員にも同席いただき、太田昭宏国土交通大臣に直接面会し、継続的な事業予算の確保について御回答をいただいております。

現在、整備が進められている国道6号バイパス及び城中町から田宮町へ抜ける市道23号線が開通しますと、牛久市の西側地域における市内を縦断する幹線道路が整備されることとなります。この道路の開通により、国道6号の慢性的な渋滞解消のほか、関連する市内の各幹線道路における渋滞解消も見込まれるところであり、また広域的な道路としても、首都圏中央連絡同自動車道の千葉県方面の神崎インターチェンジから大栄ジャンクションまでが6月7日に開通しまして、さらなる利便性の向上が図られているところでございます。

御質問の6号バイパスにつきましては、市内を南北に縦断する新規幹線道路が新たにもう1路線開通することにより、通過交通の分散による効果があるものと推測しております。

今後におきましても、各路線の利便性や安全性を図るよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 次に、南部地域の道路拡幅についてお伺ひいたします。

現在、途中までの拡幅はされておりますが、南部地域にお住まいの方からは、拡幅されていない住宅地には、通学路であるにもかかわらず歩道もなく、道幅が狭く大型車がすれ違ふことが困難なため、子供たちにとって非常に危険である。また、雨が降ると、すり鉢状になっているため雨水がはけず、非常に困っているとのお声を頂戴いたしました。一部の住民の方が拡幅に反対していると伺っておりますが、今後の道路の拡幅、そして雨水対策の計画についてお伺ひいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 南部地域の道路拡幅についての御質問にお答えいたします。

南部地域の幹線道路であります市道53号線につきましては、向台小学校前より市道2990号線、通称カントリーラインとの交差点までの約880メートルの区間を、平成23年度に拡幅及び雨水排水施設等の道路整備が完了しております。その先の龍ヶ崎市境までの約910メートルの区間につきましては、以前地元説明会を開催いたしましたが、整備手法につきまして、住民の方々の間で意見が集約できずに現在に至っている状況でございます。

しかしながら、議員が御指摘のとおり、U字溝などの雨水排水施設がなく、また幅員が狭く危険な状況であり、整備の必要性は十分認識しているところでございます。

道路拡幅整備を実施する際には流末排水路の整備が必要不可欠であり、南部地域の流末排水路である遠山川につきましては、現在大雨時には河川からの溢水により一部道路冠水等の被害が発生しているため、当該道路整備によるこれ以上の雨水流出はさらなる被害の拡大が予測されることから、まず道路整備に先立ちまして、遠山川の整備を進めているところでございます。

具体的な遠山川の整備の進捗状況でございますが、昨年度にJR常磐線横断部の改修工事を実施し、これまでの約2.6倍の水を流せるようになりました。また、国道6号の横断部につきましても、これまでの約3.4倍の水が流れるよう改善するため、現在国道横断部前後の河川の拡幅を含め、測量設計を行っております。国土交通省常総国道事務所と協議しまして、国道6号バイパスの整備に合わせて改修工事を実施する予定となっております。その後、JR常磐線東側の調整池整備や河川改修を順次進めるとともに、隣接する龍ヶ崎市の排水も関連することから、事業を円滑に推進できるよう協議を継続してまいります。

これらの遠山川改修事業につきましては、昨年度に南部行政区におきまして地元説明会を実施し、調整池の整備や既存河川の拡幅整備等について、地元の方々の御理解をいただいているところでございます。

今後も、遠山川を重点的に整備しまして、流末排水路を確保した上で、道路整備を地元の方々の御理解を得て進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 続きまして、牛久駅東口広場についてお伺いいたします。

牛久駅は町の玄関口、町の顔であり、牛久駅周辺は町の中心部であります。現在、県南の常磐線沿線において、人口が増加している市町村は牛久市のみであります。また、常磐線の東京駅乗り入れも実現し、牛久市への住宅需要はさらにふえると考え、魅力的なまちづくりのため、平成25年度から28年度にかけ大きくリフォームが進められております。

現在は、ロータリーのリフォームが終わりましたが、朝晩の送迎で車が多く出入りする中で、マナーが悪く、ほかの車に迷惑をかけている車も少なくありません。公共交通エリアや障害者

専用エリアに侵入してくる一般車両や、送迎車ゾーンに長時間駐車している車なども見受けられます。私も毎朝主人を駅まで送っておりますが、送迎ゾーンの入り口の場所で必ず二、三台駐車しており、後続車が連なることがあります。スムーズに車が流れるため、駐車する車両に対して今後どのように促していくのか、駐車エリアを設置していくのか、執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 牛久駅東口駅前広場につきましての御質問にお答えいたします。

第Ⅰ期工事が完了した平成27年3月30日より、新しくなった牛久駅東口ロータリーの供用を開始しております。ロータリー内で駐停車する車のゾーン区分につきましては、駅に近い場所やバスやタクシー等の公共交通ゾーンとし、これを1レーン、ロータリー中央に一般車両の送迎用ゾーンとして2レーン設けております。また、送迎で停車時間が長くなる場合には、イズミヤ駐車場を15分まで無料で利用できるよう配慮しております。

供用当初は、利用者の皆様への周知が行き届かなかったところもあり、誤って一般車が公共交通レーンに侵入する事例も多くありましたが、職員による立ち会い指導の後は、おおむね多くの皆様方にロータリー形状及びゾーン区分を御理解いただいているところと存じております。

しかしながら、いまだにより駅に近い位置での送迎のため、一般車両がバスレーンに侵入したり、ひどいものはバスレーンにもかかわらず駐車している事例も見受けられます。これから梅雨の時期を迎えるため、さらなるマナー向上が必要であると考えております。

そこで、一般車両とバス・タクシーの各レーンを案内看板や矢印などの表示で案内するだけでなく、通行ルールに関する広報を繰り返し実施して、マナーの徹底を図ってまいりたいと思います。また、必要に応じて、現場においての運転者への説明及び指導の対応を図り、警察による交通指導の協力も得ながら、モラル向上を含めたロータリーの適正な利用が図れるよう努めてまいります。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、続きまして、平成27年度工事予定である駅前広場の工事についてお伺いいたします。

駅前に人が広場に集まってくる憩いとにぎわいのある広場と伺っておりますが、具体的な内容と進捗状況をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 駅前広場の進捗状況についてでございますが、平成26年度までに駅前広場北側のロータリー整備を実施いたしました。平成27年度には、南側の広場部分と線路側のステーションパークの整備を行い、にぎわいづくりの場、交流拠点としての市民が利

用できる広場を整備してまいります。

なお、整備の概要として、歩道にはイタリア製のれんがを敷き詰め、現在完成しているロータリーと一体となるようなデザインを予定し、各種イベントの開催など、駅周辺のにぎわいを創出すべく、広場の斬新かつ有効的な利用を検討してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） では、平成27年度中に完成するということによろしいでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） はい、平成27年度中に完成する予定となっております。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今、線路脇の広場のところ、スモークングルームというんですか、たばこを吸う灰皿が置いてあるところがあるんですけども、リフォームした際にはそういうスペースを設けるのかお伺いしたいんですけども。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 以前は、西口のペデストリアンデッキ側に置いてあった喫煙場所なのですが、利用者からの要望もございまして、その1階のタクシー乗り場の横、1階部分、そこに集約しております。ですので、今後駅の東口につきましては、東口にも1カ所整備が必要かなと思うんですが、これも利用者の方々の声を聞いて、設置するにはJTとの協議となりますが、それも考慮して考えていきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 次に、平成28年度工事予定のけやき通りについてお伺いいたします。

常陽銀行の交差点までの建設で、電柱の地中化と伺っております。具体的な工事期間、また内容などをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、けやき通りの具体的な計画についてお答えいたします。

けやき通りにつきましては、平成28年度に駅前広場から常陽銀行前のはなみずき通りとの交差点までの約100メートルの区間を整備する予定で、電線地中化を同時に行います。この電線地中化につきましては、東京電力のほか、NTTやケーブルテレビなどの通信事業者との共同により、電線共同溝として整備することで、事業費の軽減が見込まれます。また、当該事業は、駅前広場と統一したデザインとし、車道の路面を15センチメートル高くしまして歩道との段差を軽減することで、バリアフリー化もあわせて進めていきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、以上で一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

次に、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 改めまして、おはようございます。会派市民クラブの杉森弘之です。

一問一答方式で順次質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

電力の自由化と市の電力事情、これが質問の第1であります。

周知のとおり、来年2016年4月に電力の小売が全面的に自由化します。しかし、安倍首相は、小売の全面的自由化後も原発で発電した電気の基準価格については、原発発電の基準価格が電気の市場価格を上回った場合は、差額を電気料金で穴埋めする制度を検討していると報道されています。政府みずからが原発の発電コストが高いことを認めているものとも言え、そのツケを国民に転嫁する不当極まりないものであります。

さらに、安倍首相は、昨年総選挙前に、原発を可能な限り低減させるという公約をしながら、選挙後には公約を破り、原発の復権を目指して、鹿児島の川内原発という地震火山大国である日本の中でも最も活発な地震火山地帯である鹿児島の原発を再稼働させようとしています。このことは、とりわけ地震火山活動が活動期に入ったと言われる現在、極めて危険な動きであり、この動きを許すならば、まさに国を破滅させるものと言わざるを得ません。

私は、2011年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故が起きる直前、7日前の第1回定例会で一般質問に立ち、地震と原発の問題を取り上げ、原発震災の言葉もあるように、原発は震災に極めて弱い構造を持っており、振動し破断しやすいパイプが複雑に入り組んでおり、津波の影響を受けやすい海岸線に多く立地され、さらに震災を受けた際の被害は想像を絶するものがあると指摘しましたが、安倍首相の今の原発再稼働の動きは、再び福島第一原発事故の誤りを繰り返すものであり、断じて許すことはできません。

また、その定例会で、原発に依存しないエネルギー供給の道を進む動きが、地方自治体レベルでも出ています。原発を持つ電力会社から高価な電力を買わなくても、入札などによって安い電力を提供する新規の電力会社から購入することができるようになりました。そして、東京都立川市の例を紹介しました。次の第2回定例会では、新電力、いわゆるPPSからの電力導入を提言し、翌年には13施設への導入が実現して、年間300万円の電気代の縮減となると言われました。それから4年が経過しますが、この間の市の電力施策について伺います。

まず、市の電力の消費削減の施策について、この4年間の消費電力や電気代の推移とともに御説明いただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

電力の消費削減の推移についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災を契機に、国内の電力事情が大きく変化したことは御承知のとおりでございます。牛久市においても、全ての公共施設で業務や施設利用者の方々に御不便をかけない範囲で照度を測定しながら節電を実施してまいりました。

公共施設における年度ごとの電気使用量は、震災前の平成22年度が1,621万9,267キロワットアワー、震災があった平成23年度が1,453万6,470キロワットアワー、前年対比で10.4%の減となっております。平成24年度が1,543万3,935キロワットアワー、前年対比で6.2%の増、平成25年度が1,537万6,497キロワットアワー、前年対比で0.4%の減、平成26年度、昨年度でございますが、1,541万8,473キロワットアワー、前年対比で0.3%の増となっております。

次に、電気料金の推移ですが、平成22年度が2億6,301万7,034円、平成23年度が2億5,990万1,040円、前年対比で1.2%の減、平成24年度が3億533万8,877円、前年対比で17.5%の増、平成25年度が3億4,170万3,308円で前年対比11.9%の増、昨年度の平成26年度が3億7,466万4,599円、前年対比で9.6%の増となっております。

したがって、震災前の平成22年度と平成26年度を比較いたしますと、電気使用量では80万794キロワットアワーが削減されているにもかかわらず、電気料金は1億1,064万7,565円の増となっており、電気料金の値上げにより、市の財政に大きな影響を与えているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、電気料金が高騰していく中でいかに節電をするかが重要な課題であると捉えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、市の電力の調達先の構成、あるいはソーラーなどの自家発電も含め、調達方法の構成の推移を、4年間の推移も含め御説明いただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 電力の調達先、調達方法の推移についての御質問にお答えいたします。

平成24年5月に16の公共施設をPPS・特定規模電気事業者である日本ロジテック協同組合と契約し、平成24年10月に11の公共施設を追加契約し、PPSとの契約ができる27施設全てに導入しております。

PPS契約による電気料金の削減ですが、平成24年度のPPSの契約までは東京電力との

契約であり、震災前の平成22年度と震災があった平成23年度は電力供給が不安定で、過度な節電を行ったことにより比較は適切でないために、平成24年度に契約した27公共施設の電気料金を東京電力の料金で試算いたしますと3億1,939万7,072円、PPSに切りかえることにより3億1,322万9,186円となり、616万7,886円、1.9%の削減となっております。現在も同社と継続して契約しております。

次に、太陽光発電の設備の状況でございますが、市内の8つの公共施設に設置しております。設置施設は、保健センターに30キロワット、うしくグリーンファームに15キロワット、三日月橋及び奥野生涯学習センターにそれぞれ10キロワットと5.5キロワットの蓄電池を設置しております。また、学校につきましては、向台小学校に50キロワット、中根小学校に40キロワット、ひたち野うしく小学校に120キロワット、牛久第三中学校に50キロワットを設置し、学校を除き全て自家消費により電気料金の削減に努めているところでございます。

今後につきましては、グリーンプランパートナーシップ事業補助金、通称GPP補助金を活用し、平成26年度から3年間で総額14億1,460万円のエネルギーの地産地消政策を展開しているところでございます。この事業により整備した設備は、冬場の電気にかわる暖房設備として、ペレットストーブが市役所など公共施設を初め、学校、生涯学習センター、福祉センターに合わせて111台、まきストーブを7台設置いたしまして、電気使用量や二酸化炭素の排出量の削減を図っております。また、災害時の非常用電力を確保するために、電気自動車を購入し、市役所に2台、三日月橋及び奥野生涯学習センターにそれぞれ1台、計4台を配車しております。

太陽光発電設備につきましては、市役所庁舎に50キロワット、三日月橋及び奥野生涯学習センターⅡ期工事として各30キロワット、うしくグリーンファーム内のペレットの製造施設に20キロワットを設置いたします。

また、電気料の削減とエネルギーの効率化を図るため、本年度は、うしくあみ斎場の火葬等の空調システムをガスと木質ペレットだきを利用した冷温水器の改修を実施するとともに、総合福祉センターにはバイオディーゼル燃料を活用する発電システム、コージェネレーションシステムを導入いたします。来年度は、市役所と中央図書館及びうしくあみ斎場の斎場棟に、木質ペレットを使用した空調設備の改修工事を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 2016年の電力小売の全面自由化に向けての市の施策を聞こうと思っていたんですけども、今のはそれが含まれているのかな。まだ別にありますか。今のあれが含まれた答えですね。別にある、では、よろしくお願ひします。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 2016年電力の自由化に向けての施策についてでございますが、経済産業省、資源エネルギー庁に登録されているPPS、いわゆる特定規模電気事業者は全国で開設準備を含めまして663事業所となっており、牛久市に電気供給が可能なPPS13社を選定して、現在見積書の提出を依頼しているところでございます。

関西電力におきましては、燃料費の高騰に伴い、家庭向けの電気料金を本年10月から8.3%値上げすることが認可されており、東京電力においても値上げが実施されることが必須であることから、電気使用量の削減による電気料金の抑制は必要不可欠であります。市民サービスを低下させることなく、各種エネルギーを削減するための投資及び継続性を図ることは重要な課題であると認識しているところであります。

電力の全面自由化により、今までPPSの切りかえができなかった17施設につきましても、今後PPS事業者から見積書を徴収し、安価な事業者と契約を締結していくことで、財政負担の軽減が図れるよう努めてまいります。

本年度においては、市独自の中期的なエネルギー削減目標である基本計画を定めるために、エネルギー対策実行会議の下部組織として、本年5月19日にエネルギー対策プロジェクトチームを結成し、現在策定に向けて検討が始まったところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の第2は、稲敷地区6市町村放射能対策協議会についてです。

同協議会は、福島第一原発事故により発生した放射能汚染に対し、近隣自治体が団結し、相互協力して、除染や除去土壌の処分、健康問題、東京電力への賠償請求などの問題について情報を共有し、共同行動を行うことなどを目的として、2012年1月24日に牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、美浦村、利根町の6市町村で結成したものとされています。

2013年7月1日には、協議会として東電に対する損害賠償請求書を提出し、さらに2014年7月4日には、県知事に対する要請書を提出し、同14日には東電へ再度損害賠償請求をするなどしてきました。

報道によれば、自民党の東日本大震災復興加速化本部、本部長はあの額賀福志郎氏でございます。は、5月21日、震災からの復興に向けた第5次提言を取りまとめ、東京電力福島第一原発事故による福島県の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示を2017年3月までに解除するよう正式に明記したといます。さらに、賠償では、東電が避難指示解除準備区域と居住制限区域の住民に月10万円支払う精神的損害賠償、いわゆる慰謝料を18年3月に一律終了するとしています。既に進められている避難指示解除の動きとあわせ、これらの新た

な全面的な避難指示解除と賠償打ち切りは、高い放射能汚染の残る地区への強制的帰還政策、すなわち被曝の新たな強制であり、国と東電の賠償責任を放棄する無責任極まりないものであり、これらの施策を断固撤回させなければなりません。

その中で、2014年7月4日の県知事に対する要請書提出から約1年がたちますが、それ以降の経緯について説明を求めます。県知事に対しては、3項目の要請書を提出したと聞いていますが、1つずつ聞いてまいります。

まず、要請の第1は、原子力災害対策について、UPZ、緊急時防護措置を準備する区域の30キロ圏を対象としている現在のその圏域にとらわれることなく、県内全域の安全対策として取り組むこととあります。これに対し県知事は、「県としては、国の指針に従って進める。他方で、国の指針が現実にそぐわないところもあるので、県と市町村が一体で実態に即した対応を国に求めている」と回答したとありますが、知事の回答に対して、この間協議会としてはさらにどのような要求をしているのでしょうか。また、知事は、国に対してどのようなことを求めたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 杉森議員の2014年7月4日県知事要請書の提出以降の経緯について御説明いたします。

御質問の要請書につきましては、平成26年7月4日橋本県知事に直接提出しておりまして、6市町村会議の知事への要請行動後、8月27日は橋本知事が全国知事会の委員会代表として、PPAの範囲や必要な放射線防護措置などを早急に示すよう求める提言書を国に提出し、また茨城県市長会は、30キロ圏にとらわれない原子力災害対策を求める要望書を10月22日に国に、11月14日に県に提出しております。これらの動きは、本協議会の要請行動が各方面に影響を及ぼしたものと考えております。

また、ことし4月には、環境省の外局である原子力規制委員会が原子力災害対策指針の改正を行っており、指針では、事故時等に大気中への放射能の拡散を予測するSPEEDIの活用が削除され、前回の改正で検討課題としてきたブルーム通過時の防護を計画する地域、PPAについてもあらかじめ設定することを合理的でないとし、設定を避けています。協議会では、これを受けた県の原子力災害対策計画の策定状況、策定内容など、国や県の動向を注視して、状況に応じて協議会として行動を行っていくなど、今後の放射能対策をどうしていくか、構成市町村と協議しながら検討してまいります。

先ほどのUPZの件でございますが、今御説明したとおり、全体としてこれを確認するという行動自体を6市町村会議では要請後は行ってはおりません。動向を注視しながら、6市町村会議で検討していくという考え方をとっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 要請の第2は、現在想定されているP P A、ブルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域の範囲にかかわらず、全県下の自治体における対策として、事故発生通報体制、ヨウ素剤の備蓄及び配備などの整備を進めることとあります。知事は、情報提供は大切なので徹底していきたいと回答しています。協議会は、県が国に対し、放射能対策を強く求めるよう要請したとありますが、県は国にどのような放射能対策を強く求める要請をしたのでしょうか。そして、全県下の自治体における対策として、事故発生通報体制、ヨウ素剤の備蓄及び配備などの整備はどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、県知事は、昨年8月27日に全国知事会の代表としまして、P P Aの範囲や必要な放射線防護措置などを早急に示すように国に要望しております。

それから、ヨウ素剤の備蓄及び配備等につきましては、現在30キロ圏内で14市町村にヨウ素剤の配付を決定し、配付したというふうに私どもでは情報を得ております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今、1つだけ抜けていたかなと思いますが、事故発生通報体制の問題はどうですか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 通報体制につきましては、3月に県で案が示されております広域避難計画で一部触れてはいるものの、30キロ圏外につきましてはまだ不透明な部分が残っている状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 要請の第3は、原子力安全協定における重大な問題については、30キロ圏外の市町村へも情報提供等、意見表明の機会を設けることとあります。知事は、意見表明の機会については、どこかで線引きしないと難しいと回答しています。これは、実質的には拒否回答ではないかと考えられますが、協議会としてはこの回答に満足しているのでしょうか。特に、市としてはどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 私も、要請行動のときに現場におりまして、

知事の話を直接お聞きしております。言葉のニュアンスからすれば、進展があったものと協議会では考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この問題で、この1年間に何かしたことはあるんですか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） この6市町村協議会の下部には、各市町村の原子力担当がおります。原子力担当では、いろんな国の動きとか、県の動きがあったときに連絡をとり合うなど、調整というか、意見交換はしている状況です。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、昨年7月14日に東電への損害賠償請求を行って以降の経緯について質問いたします。

執行部の答弁では、牛久市の請求金額は総計1億1,000万円となり、支払いを受けたのは約700万円、6市町村では累積の未払い額が4億500万円、今後弁護士等の助言を得ながら、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRでの申し立てなどの手段を検討し、粘り強く支払いを求めていきたいとのことでした。

まず、この間の東電や国からの支払い状況、そして新たにふえた分も含め、現在の損害賠償請求額を示してください。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 東電への賠償請求の経緯について答弁いたします。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会では、平成24年6月25日、平成25年7月11日、平成26年7月14日とこれまで3回にわたり東京電力に対し損害賠償請求書を提出しており、構成市町村全体の請求金額の合計は約5億2,500万円に上ります。牛久市だけを見ても、請求金額は約1億1,000万円となっており、平成26年7月14日に行った3回目の損害賠償請求以降では、平成27年5月14日に605万9,492円の支払いを受け、これまでに支払われた708万930円と合わせ、収入総額は1,314万422円となりました。しかしながら、9,733万6,016円の未払い分があり、収入済みの割合もわずかに12%となっております。

今年度においても、構成市町村の取りまとめができ次第、損害賠償請求を行う予定でありまして、当市の平成26年度請求額は約1,500万円となっており、これまでの請求額と合わ

せると約1億2,500万円を請求することになりますが、これまでの実績から見ると、未払い額が増加していくことが予想されます。

損害賠償請求権の消滅時効が2021年となっていることから、法的手段をとることも視野に入れ、弁護士の助言を受けながら訴訟や原子力損害賠償紛争解決センター、ADRへの申し立てなどの手段を検討し、支払を求めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） それらの賠償請求は、いわば事故によって市民の税金を使わざるを得なかった、あるいは市民の公共財産の損害に対する賠償請求というものであります。当然の請求であります。賠償請求を実現するために、今、ADR、そして裁判という問題も視野にということをおっしゃったわけですが、もう少しスケジュール的なものも含めて具体的な方針があれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 杉森議員の再質問にお答えいたします。

損害賠償請求につきましては、まず、弁護士との協議をしながら進めているところでございますが、目的としては賠償いただくことですので、そのタイミングとか時期とかを見ながらということになると思っております。スケジュール的には、先ほど申し上げましたとおり2021年が請求権の消滅の期限という、時効になっておりますので、これが一旦延長されてこの時期になっておりますので、時間的にはまだあることから、6市町村会議でも調整をしながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、東海第二原発の再稼働に関して質問いたします。

原電はいまだに再稼働に固執し、膨大な無駄金を使っています。知事も、再稼働に対する明確な態度を示していません。協議会としての知事への要請では、第3で、原子力安全協定における重大な問題については、30キロ圏外の市町村への情報提供と意見表明の機会を設けることとありますが、とりわけ、東海第二原発の再稼働は最も重大な問題であります。

牛久市がホットスポットとして大きな被害を受けてきた経験からも、この問題では、単なる意見表明ではなく承認を求めよという要求を出すべきではないかと考えますが、執行部の見解を求めます。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 東海第二原発に関しましての杉森議員の御質

問にお答えいたします。

日本原子力発電による原子力規制委員会に対する東海第二原発再稼働のための新規制基準適合審査の申請から1年余りが経過いたしました。これまでに、8回の審査会合が行われましたが、原子力規制委員会が示した28の主要な論点の多くは、いまだに議論が始まっていない状況にあります。当初は月に一、二回のペースで審査が行われておりましたが、2月に行われた第8回の審査以降は3カ月以上審査が行われておらず、今後の見通しは立たないままになっております。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会の総意としては、東海第二原発の再稼働について、影響を行使するという考えは持っておりません。しかしながら、さきの福島第一原発の事故により被災している立場としては、事故が起きた際の具体的な対策を早々に打ち出すことが必要であることから、協議会としては、茨城県と情報を共有しながら、構成市町村と具体的、現実的な対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の第3は、ひたち野地区の中学校新設問題についてであります。

昨年、市議会第2回定例会で採択された請願第2号、ひたち野地域の中学校新設に関する請願には、12月には約3,000名の署名が集まっています。中学校新設は、緊急の課題です。

最初に、昨年12月26日に開催された牛久市小中学校施設整備等懇談会について、議事録などに基づいて質問いたします。

議事録によれば、懇談会設置の趣旨について、染谷教育長は、「12月の議会において市民の皆さんから意見を聞くべきであるとの御意見をいただき、今後の学校施設整備計画の参考にしたいと開催した」と述べ、川井教育部長、当時は次長でしたが、「設置の趣旨は、小中学校の適正な整備及び運用について幅広い視点から意見をいただくため、PTAや地域の皆さんの切実な問題をお話の中から伺い、整備計画に反映できればと思う。ひたち野うしく地区の中学校の問題についても、この懇談会の議題とさせていただきたい」と述べています。

まず、そのような重要な会議であるにもかかわらず、議事録では発言委員の指名が一部の人を除いてA、B、Cなどと不明です。謝礼も1人5,000円を税金から出しているわけで、委員の発言が重要な影響を与えるものとしても考えられ、その発言には当然責任を持つべきではないでしょうか。匿名が適当なのかどうか、執行部の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、杉森議員の3番、ひたち野地区の中学校新設問題に関する御質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、議事録の発言委員の氏名が匿名であったことが適切かといった内容だと思いますが、まず、今、議員から直接御質問の中にもありましたように、この小中学校施設整備等懇談会につきましては、教育委員会が行う小中学校の整備と運用につきまして、幅広い視点から御意見をいただくために教育委員会が設けた任意の懇談会でございます、何かを決定する機関としての位置づけはございません。教育委員会の各種事業に関しまして、今後の方向性、それから進め方等のあくまでも参考とするためにいろいろな立場の方から御意見を伺うということで設置したものでございます。

したがって、委員の方々につきましても、小中学校のPTAの役員、それと各地域の学校区市政協議会などから出席していただいております、なるべく忌憚のない御意見をいただきたいということで匿名というような扱いにしたところでございます。

なお、市議会議員、それから教育長、校長、市職員につきましては、明確に発言者がわかる形で記載されているということは御承知のとおりでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 議事録によれば、「下根中学校の問題は牛久市では政治問題になっている」、「中学校を建てるか建てないかの話は議会ですればよい」、「中学校は思春期で、人とかかわり心の成長がなされることから、施設を分けるより生徒数をふやし、心の成長のほうが大切」など、責任ある発言とは思えないものもありますが、きちんと氏名を公表すべきではありませんか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、これはあくまでも任意の懇談会ということで、なおかつ何かを決定するための機関という位置づけではございませんので、あくまでも匿名という形で今後も開催は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 第1回懇談会に提出された資料、牛久市学校施設整備計画、平成15年からの実績と今後の5カ年計画というサブタイトルがありますが、それによると、新設費50億円以上と見出しがつけられ、総計54.4億円としています。

私は、昨年の第3回定例会で、教育委員会が昨年発行したチラシ、ひたち野地区の中学校建設について考えるvol.1に、50億円以上のお金が必要と大書されていることを取り上げました。私は、市内の中学校がうしく運動公園プールを利用しているため、屋内プール5.8

億円は不要であること、タキイ種苗から、ひたち野うしく小の隣の跡地4.7ヘクタールを市に買い取るよう希望が寄せられ、しかもその跡地が市街化調整区域であることを指摘し、また、市街化区域の約3割程度の市場価格であることを指摘しました。その後、校舎建設費19.3億円の中にも増築分3.4億円が含まれていたことが判明し、それらの不要な額を除けば、30億円以下になることも指摘いたしました。

今回の資料では、屋内プールはさすがに削られているものの、何と武道場がつけ加えられ、3.0億円としています。土地購入は、タキイ種苗の土地を意図的に排除し、市街化区域の単価をそのまま面積の拡大分をほぼ上乘せして出しています。校舎も、増築分をそのまま含めています。このようなやり方は、どこかのいかがわしい商店と同じように、まともな宣伝ということではないと考えられます。どうしても必要な経費というよりも、意図的に新設経緯が膨大であることを作り出すためのものともいうべきものではないでしょうか。54億円などという数字を前提にした議論は適当でありましょうか、質問いたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

中学校の新設の費用につきましては、平成26年12月時点の資料では、確かに約54億円と示しておりました。その後、新設費用につきましては、議員の指摘等もございまして下方修正をしておりますが、それでも約45億円程度はかかると私どもでは試算している状況でございます。

ただ、これは3月議会でも答弁させていただきましたが、いずれにしても、この中学校を新設するということに関しましては、かなり大きな金額が必要になるということは事実でございまして、一方で市内の13校ある小中学校につきましては、建物の長寿命化のための大規模改修工事などの工事、それと耐震性確保のための耐震工事などの課題がひたち野地区以外の小中学校にもたくさんあるということも事実でございますので、その前提の上で市内各地区から御意見をいただいたものでございまして、懇談会の議論につきましては適当であると理解しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 議事録によれば、現在議長で、当時副議長の市川議員は、懇談会の会長に推挙され、次のように発言しています。「ひたち野地区の中学校問題も建設費54億円、年間の教育予算が38億円ということからすると、ほかに充てられなくなる。既存の小中学校の子供たちへの公平性というあたりで意見をいただければと思う」と驚くべき発言をしています。この論理からすれば、これまでの新しい学校の建設などもあり得ないということになりま

す。しかも、議会での議論を無視するかのようになり、54億円という数字をそのまま前提にしています。根拠のない54億円という数字を今後も使い続けるつもりなのか、執行部の見解を聞きます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、当初の54億円といった試算から、現在は約45億円程度というふうにより修正をしております。ただ、この45億円につきましても、規模も場所も全く何も決まっていなかった中の試算でございますので、議員が試算された30億円以下ということにつきましても、どのくらいの規模で積算したのか私どもはちょっと理解できませんし、そういった意味では、金額が幾らかかるからということももちろん重要ではございますが、これだけの大きな金額が、新設、学校1つをつくることによってかかるんだということを議論していくために御紹介をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 他方で、増設費の費用については総額提示をしていません。平成28年度の増築7.83億円と29年度給食室増築1.35億円だけが記され、増築はあたかも1回の計約9億円で済むかのような書き方です。まことしやかにピークを平成39年から平成35年に短縮し、御丁寧なクラス予想までしながら、増額の必要回数も総費用も明示せず、増設よりも新設のほうがべらぼうに高いような主張をすること自体おかしくありませんか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

懇談会の資料の中での御指摘の資料でございますが、こちらにつきましては、今後5カ年の牛久市の学校整備にどのくらいの課題があるかということを示すために、学校施設整備計画という形であらわしたものでございます。したがって、これは特に下根中の増築のみを説明するためのものではなく、牛久市として今後の一連の小中学校施設整備計画の中で、下根中の増築工事についても以前から計画されていたということを示すものであって、計画どおりに進めていきたいという旨を説明したところでございます。

なお、生徒数の予測につきましては、これも3月の議会、また3月の全員協議会でも御説明させていただきましたが、本年1月に生徒数の予測を最新のデータに基づいてやり直した結果、最大で現在平成35年ごろに1,081名、29クラスがピークであるということで予想をし直したというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 資料の結論は、まとめとして、下根中については、まず緊急に必要な増築工事を行い、市全域の教育施設整備の課題を一つずつ解決しつつ、生徒数の予測を随時修正し、より正確に把握しながら分離新設の必要性を検討していく考えですとしています。

ところが、2015年、翌年ですが、1月の住民説明会では、増設一本でいくと、全く別の方針を説明しています。懇談会設置の趣旨に基づけば、これは大きな方針変更であるのではないのでしょうか。懇談会に諮らずにこのような方針変更をすることに問題はないのか、執行部の見解を聞きます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

資料につきましては、昨年12月時点のものでございますが、御承知のとおり、教育委員会では本年1月31日にひたち野地区での中学校整備等に関する説明会を開催いたしました。この説明会に際しまして、1月中に再度現地調査等を行いまして、ひたち野地区内の建築確認件数の減少なども加味した上で、今後の生徒数の予測をし直したというところでございます。

そして、その結果といたしまして、ただいま申し上げましたとおり、下根中学校の生徒数予測としましては、最大でも平成35年度に1,081名、29クラスという結果が出たというところでございます。この結果を受けまして、下根中学校につきましては、31教室以上の過大規模には至らないということで、増築で対応することが可能であるという考えに至ったところでございます。

なお、ホームページにおきましても、この公開済みの資料にもこのことを注釈として説明書きを入れておりますし、先ほどから申し上げますように、懇談会につきましては御意見を伺うという位置づけにしておりますので、懇談会に諮った上でどうのこうのということではなく、一応3月に開催した懇談会の中で、こういった内容についても詳細に御説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 再度質問します。

懇談会に諮らずにこのような方針転換をしたことは問題ないと考えているのかどうか、質問いたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 懇談会につきましては、教育委員会が行う事業に対しましていろいろ御意見を伺う団体であるという位置づけでございますので、そういう形で報告はさせて

いただいたところでございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、平成26年12月15日発行の牛久市教育委員会からのお知らせというチラシの中で、分離新設の国庫補助を受ける場合、新設に必要な条件という3項目の条件について伺います。

この問題については、私は既に本年第1回定例会で取り上げています。今回は、その質問に対する回答について質問いたします。

まず、第1に、分離新設の国庫補助を受ける場合、申請時に必要な条件として、通学区の変更ができないことを挙げていることに関してであります。執行部の説明では、国庫補助事業の手引書である公立学校施設整備事務ハンドブックによると、31学級以上の過大規模校については、分離新設または通学区の調整等により解消を図る必要があるとする一方で、過大規模校の増築についても認めておりますとあります。

しかし、この説明では、通学区の変更ができないことは分離新設に必要な条件にはなっていません。特に、増築を勧めるものでもありません。むしろ、手引は、正しくは（注）で、31学級以上の過大規模校の新増築事業、つまり新たな増築事業については、分離新設、通学区の調整等、適正規模化のための方策が十分に検討された上で、やむを得ない場合に限り国庫負担の対象とするとしており、平成14年度公立学校施設整備費国庫負担補助事業の事務処理については、明確に、学校規模の適正化を積極的に促進するため、小中学校の過大規模校の分離新設に係る事業については優先的に配慮するとして、規模の適正化を重視していることが明らかです。つまり、分離新設の場合にハードルが高いというより、生徒数増加による弊害の大きい増築の場合こそハードルが高いと考えられます。その点も含め、この問題についての執行部の見解を聞きます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、お答えいたします。

26年12月の教育委員会からのお知らせでお示しさせていただきました3つの条件につきましては、市が仮に分離新設をしようとする場合に、国庫補助が確実に認定されるよう、国庫補助事業として確実に認定を受けることができるようにということで、文部科学省の補助申請のハンドブックから読み取れる運用上の基準に沿って考えているという意味でお示しさせていただきました。

まず、牛久市としては、その過大規模校の解消の2つの手法、分離新設と通学区の変更ということですが、実際に、文科省に補助申請に伺いますと、必ず通学区の変更の協議はされていますかというのがまず第一に聞かれる内容でございます。確かにハンドブック上は分離新設ま

たは通学区の変更という書き方をされて、これは事実でございますが、我々が実務的な文科省とのやりとりをする際には、そういったものがまず聞かれて、それをやっていないと新しい建物を建てるというのはちょっと難しいのではないのかなという御指導を受けることになりま
すので、そういった意味で、私どもといたしましては、この通学区の変更というものについて
検討が必要だということを一つの条件という形で示させていただいたものでございます。

なお、現在の予測では、先ほど来申し上げてまいりましたとおり、過大規模になっていないとい
うことですので、そもそも今の御指摘の12月の段階とは現在の予測ではちょっと違うので、そ
の点も御考慮いただければと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 第2に、25学級以上の大規模校であることについてであります。

執行部の説明では、分離前の学校が24学級以下である場合は、分離新設を行わなければなら
ない理由を問う記入欄があるということでした。しかし、そこには、25学級以上の大規模
校であることが増築の必要な条件とは書いていません。

ところで、平成17年にひたち野うしく小学校の新設を決める際の中根小学校の生徒数、ク
ラス数はどの程度でしたでしょうか。そして、実際にこれまでの新設を決める際、24
学級以下である場合はなかったのかどうかお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

分離新設を行う場合の文部科学省の国庫補助金を受けるための申請書類には、24学級以下
で申請する場合に特別な理由を付する欄があるということで答弁を前回させていただいたとい
うことでございます。そういったことがございまして、25学級以上になっていることを2つ
目の条件ということでお示しさせていただいたというところでございます。

御質問の平成17年中根小の児童数、クラス数につきましては、17年5月1日、学校基
本調査によれば、児童数が654名、クラス数が22クラスという状況でございました。

なお、この平成17年中根小からひたち野うしく小の分離新設を決めるに当たりましては、
単にその時点での児童数、クラス数だけで判断をしたわけではございません。平成17年第1
回市議会定例会におきまして、当時の淀川教育長が御答弁いたしました中根小の児童数予測に
おきましては、20年度に27学級、841名、21年度に30学級、924名と御答弁させ
ていただいております。これは議員も御承知だと思います。では、実際にどうだったかと申し
ますと、20年度で30学級、952名、21年度には33学級、1,071名と、いずれも
当時の予測の児童数を111名、147名と結果的には上回っていたという状況でござい
ます。

こういったことにつきましては、議員も御出席されました1月31日のひたち野地区での住民説明会の資料でもお示ししましたとおり、17年当時の航空写真と22年次の航空写真、そして26年次の航空写真を見比べていただきますと、明らかにわかりますように、平成17年当時のひたち野地区が今後相当の勢いで、著しい人口の増加があることが十分に予測できたということ、それが先ほど来申し上げています24学級以下でも申請するといった欄に書くことができたということで、分離新設の必要性が説明できたということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 答弁のちょっと時間が短くなってきたので、簡潔にお願いしますけれども、答弁漏れで、今まで新設を決める際に24学級以下である場合はなかったのかどうかということですが、それは今わかりませんか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 現時点では、ちょっとあったかどうかについては承知しておりません。調べてお知らせします。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 第3に、過大規模校になる見込みで、かつその状態が相当期間継続すると見込まれることとあります。これについては、説明は何もありません。特にその状態が相当期間継続すると見込まれることなど、大変曖昧であるわけですが、どこから引っ張り出してきたものなのかお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

国庫補助の基準を示したハンドブックによりますと、過大規模校については分離新設または通学区の調整等により解消する必要があるとする一方で、やむを得ない場合、過大規模校での増築に対する補助も認めているところでございます。このことから、市といたしましては、少しの期間の過大規模校としての状態は校舎の増築で対応し、ある程度長期にわたって過大規模校の状態が続くと見込まれる場合には分離新設で対応するという方針を示したということで、3つ目の条件として示させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） そうすると、それは牛久市としての判断であって、分離新設の国庫補助を受ける場合、申請時に必要な条件というものとは全く意味合いが違うのではないかと思います。このことはおいておきます。

続いて、今年1月31日のひたち野地区の中学校整備に関する住民説明会の目的、時間設定などについて質問いたします。

第1に、執行部は住民説明会をどのような目的で開催したのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、1月31日の説明会についての御質問にお答えいたします。

説明会の開催の目的といたしましては、議会での平成26年第4回市議会定例会において可決されましたひたち野地区の中学校新設に関するひたち野地区住民説明会の開催を求める決議に沿った対応として行うこと、そして市民に、ひたち野地区の中学校問題に対する最新のデータによる生徒数予測とそれに基づく教育委員会としての方針の御説明をさせていただくというところで行いました。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） その目的の中には、住民の意見を聞くということが入っていませんが、当初からそれはなかったということですか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 説明に対しての質疑応答の時間もしっかりとっておきましたので、そこで御発言いただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 説明をし、住民の意見を聞くつもりだったということであるにもかかわらず、お子様連れを考慮して1時間半というのはおかしくないでしょうか。特に、半分以上を市からの説明に充て、住民の意見を聞くのは30分ほど、これで住民の意見を聞いたことになるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 説明会の時間設定につきましては、3月議会でも御答弁させていただきましたとおり、教育委員会といたしましては、大勢の参加者が集まるだろうということ想定しまして、ひたち野うしく小の体育館を会場と設定させていただきましたが、1月31日という真冬でございまして、お子様を連れての保護者の参加を想定していたことから、長くなり過ぎない範囲ということで1時間半という時間を設定いたしました。

なお、質疑応答に関しましては、今30分という御質問がありましたが、実質的には55分間の質疑時間、11時20分から12時15分までの間、これはしっかり私、時計を見ており

ましたので確認できますが、していたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） もう一つ、1時間半にした理由として、同じことの説明になるからと
いうことがありました。同じことの説明をすることになるということがよくわかりません。こ
のことにしてもう少し詳しくお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

時間設定につきまして、同じ説明になるからと言ったことはないと思います。ちょっとその
点、議事録をよくごらんいただいたほうがいいと思うんですが、はい。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） わずか1時間半だけで、しかも1回だけの住民説明会で十分とお考え
でしょうか。つくば市では、市長みずから懇談会に出席し説明しているそうであります。

そこで、これは市長に質問いたします。じっくりと時間をとって、市長みずから住民説明会
に出席して説明し、住民の意見を聞くために再度住民説明会を開催する意思はありませんか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

同じ説明会の再度の開催ということですが、現時点では市内各地域、各学校から構
成いたしました小中学校施設整備等懇談会の中で説明と意見の聴取を行い、公表してまいりた
いと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 私は、市長に質問いたしました。市長は答えないということによろし
いですか。

○議長（市川圭一君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） お答え申し上げます。

1月31日でしたか、ひたち野うしく小の体育館での説明会がありました。私も公務があり
まして、当初出席が不可能ではあったわけですが、時間の余裕がとれましたので、途中からで
はございますけれども出席させていただきました。そこには、出席メンバーを見ますと、賛成
派、反対派を含めて、議員の方々、そして地元住民の方と称する方がおりました。最終的に
説明の後の質問をされた方々のメンバーを見ますと、父兄の方は1人くらいだったかなと。あ

とは父兄ではない方、あといわゆる若いころというか現職のころに労働運動をやって、小坂城址とかそういうときにテレビに出た方、そういう方が2人、地元の方を含めて発言をしております、非常にあとは共産党の関係の方ということもあって、女の方が、あの方は父兄かどうかということはちょっと調べてもらったところ、全然父兄ではないという話もあって、説明会が非常に政治的な場として利用されているということがはっきりわかりました。それだけ申し上げておきます。(「問題発言だよ、どこでそんなの確認したんだ」の声あり)

○議長(市川圭一君) 暫時休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時42分開議

○議長(市川圭一君) 再開いたします。

それでは、説明会を開く開かないということによろしいですね、の答弁を求めます。教育部長川井 聡君。

○教育部長(川井 聡君) 再度の答弁になりますが、懇談会で意見の聴取、それからこちらの考え方の報告ということをさせていただくということでございます。

以上です。

○議長(市川圭一君) 杉森弘之君。

○7番(杉森弘之君) 市長、あれだけしゃべっていて、やるかやらないかも答えないの。答えたらいいではないですか。答えないということですね、はい。

最後に、ひたち野地区の都市開発計画について、特に周囲の東獺穴町、東大和田町、中根町、下根町などの開発について、担当部局より説明を求めます。

○議長(市川圭一君) 建設部長山岡康秀君。

○建設部長(山岡康秀君) 杉森議員より質問のありましたひたち野地区都市開発計画につきましては、初日に小松崎議員の御質問にありましたひたち野うしく地区の今の人口の流れをとめない基本戦略でお答えしたとおり、今後内部の検討委員会の中で、ひたち野うしく地区の今の人口増の流れをとめないための戦略として、若い世代の定住促進のため検討を進めてまいりたいとこのように思います。

○議長(市川圭一君) 杉森弘之君。

○7番(杉森弘之君) 市の人口予測というのはどの部局が行っていますか。

○議長(市川圭一君) 答弁を求めます。市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長(吉川修貴君) 牛久市の総合計画、マスター都市計画プラン、今後始まるまち・ひと・しごと総合戦略の中で、今後人口ビジョンとして捉えていきたいと思っております。

課として、今、市長公室のほうで、行政経営課になると考えております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の第4は、牛久市役所におけるパワハラについてであります。

市役所に入るとどなり声が聞こえると市民からの苦情が寄せられていますが、これは恥ずかしいというよりも、大変深刻な状況と言わざるを得ません。パワハラとは、文字どおり権力を使ったいじめです。パワハラの問題は、人権にかかわる問題です。人権を守るべき地方自治体において、人権が侵害されているとしたら、そしてそれが深刻化しているとしたら大問題であるからであります。

私は、2010年の第1回定例会で初めて牛久市役所におけるパワハラの問題を取り上げてから、既に一般質問だけで7回取り上げております。今回で8回目であります。その間、2012年の第3回定例会で、牛久市役所でのパワーハラスメント防止規定の設置を求める決議が採択され、市執行部は翌年4月1日に牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱を施行しました。しかし、その要綱の内容が、相談窓口の責任者なし、苦情申し出は家族を除外、処理委員会に専門家なし、肝心の市長のパワハラは想定外にされているなど、問題を抱えていました。

そこで、牛久市議会は、2014年の第3回定例会で、自治体としては画期的な牛久市役所パワーハラスメント防止条例を可決しました。条例制定から1年が経過するわけですが、2014年のパワハラ相談件数をお知らせください。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

2014年ということですが、パワーハラスメントに関する相談件数につきましては、相談窓口である職員6名に確認をさせていただきましたところ、昨年度2013年に引き続き相談は寄せられていないという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 実は、私はこの間7回の一般質問の中で、パワハラ相談の件数はあったためしがありませんでした。一件もないというのが明らかでありました。条例を制定し、幹部職員に対する教育と一般職員に対する一定の周知まで行いながら、相談がないということを執行部はどのように評価しているのでしょうか。まさか、パワハラがなかったからと評価しているのではないと思いますが、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） パワーハラスメントに限らずハラスメントにつきましては、職場内であってはならないことと認識してございまして、今後におきましても、まずハラスメント

そのものをみんながどういったことがハラスメントに該当するのかということを通認識を図るといふことの取り組みを推進するとともに、相談体制の充実、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 私は、条例制定までされても相談もできない市役所の職場実態といふのはかなり深刻なのではないかと考えますが、執行部の見解はいかがですか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいま、先ほども御答弁させていただいたとおり、ハラスメントに対する認識をまず共通認識を持たせるということが大変重要であると思っております、これまでも職員研修を通じて、ハラスメントとはこういうものだということもあわせて、職員に周知をしているというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 病気療養中の職員数、特に心の病による療養中の職員数は、この5年間、どのような推移を見せていますか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 病気療養中の推移でございますが、平成22年度につきましては、療養休暇を取得した職員が15名、23年度が21名、24年度が11名、25年度が15名、26年度が15名という状況でございます。（「心の病」の声あり）失礼いたしました。その中で心の病ということでございますが、療養休暇を取得した職員のうち、精神疾患についてを理由とした取得者につきましては、平成22年度が8名、平成23年度が12名、平成24年度が6名、平成25年度が3名、平成26年度が9名という状況となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 定年前に退職した職員数はこの5年間どのような推移を見せていますか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 定年前に退職した職員の推移でございます。

定年退職を前に退職した5年間の推移につきましては、平成22年度が定年前退職が4名、23年度が15名、24年度が11名、25年度が12名、26年度が12名という状況となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、これは市長に質問しますが、市長は、パワハラをどのように考え、パワハラをなくすためにはどのようなことが必要と考えますか。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ハラスメントをなくすための取り組みにつきましては、これは社会的な問題となっております。まずは、その職場の中でのコミュニケーションを活性化させるということと、これまでも取り組んでおります職員一人一人がパワハラに対する認識を深めるということ、それと相談窓口を充実させていくということが今後においても必要であると認識してございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） もう一度聞きますが、市長はこの問題についてどのように考えるか、お答えはなしでよろしいですか。

○議長（市川圭一君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） このパワーハラスメントについては、いろんな裁判等の事例もあって、非常に難しい課題であります。そういう中であって、私の個人的な思いだけ、ちょっと一言だけお話ししたいと思います。

いわゆるパワーハラスメントというのは、基本的には、いわゆる人事権なり決定権を持っている人間が本人の意思を無視して、その権力を行使して、いわゆる人事権なり命令権等を行使して、その権力で従属させるということだろうとは思いますが、そういう中であって、果たしてその職員がどういう形で受けとめ方をするのか、非常に難しい問題だろうと思っております。いわゆる職員の能力不足なのか、認識がとれないのか、さまざまな問題があると思っております。ただ、牛久市の今の精神疾患等での休職の職員を見ますと、非常に一般職員のいわゆる世間でいう鬱病という形で休暇をとっている方が多いわけですが、その中にはちょっと首をかしげる場合もありますが、非常にふだん私と接触していない方ばかり休むものですから、どうなっているのかなという感じもしております、非常にこればかりはいろんな裁判の判例等も含めて難しい問題だなと思っております。

○議長（市川圭一君） 以上で、杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時10分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、子育て支援についてであります。

国は、人口減少に歯どめをかけ、地方の活性化を推進するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン総合戦略を策定いたしました。安心して子育てできる環境の整備もその方向性の一つのことであり、妊娠期から子育て期までを包括的に支援することが掲げられております。多くの子育て支援体制の現状は、相談内容によってさまざまな機関が個々に相談、対応を行っている状況であります。牛久市において、子育て支援体制、各種機関との連携についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 子育て包括支援センター設置についての御質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、フィンランドの「ネウボラ」を見本に、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援をワンストップで切れ目なく支援を行う拠点で、「日本版ネウボラ」と言われております。

このワンストップ拠点では、保健師やソーシャルワーカーなどの専門職を配置し、対話を重ねてさまざまな不安に寄り添い、ネットワークを生かして保育園などの子育て支援サービスをコーディネートする役割を持つ機関とされております。

御質問がありました本市におきましては、平成17年の児童福祉法の改正以降、児童の関するあらゆる相談は市の責務と位置づけられているため、保健・福祉・教育部局の子供に関する職員は、日ごろから連携した支援を強く意識した仕事をしております。また、各部署の職員はいずれも専門職であるため、病院、児童相談所、子育て広場、保育園、幼稚園、学校などの職員とのネットワークも持っており、ソーシャルワーク機能を駆使して、切れ目のない子育て支援を日々行っているところでございます。支援が必要なお子さんや家族が発見されたときは、各部署の職員が随時情報を共有し、役割を分担しながら日々対応に当たっております。

さらに、今年度は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、地域子育て支援拠点事業の一つである子育て広場においても、利用者支援事業を開始することいたしました。子育て

て広場は、利用者にとっては身近で相談しやすい雰囲気があるため、利用者支援事業に最も適した場所と言えます。このため、昨年度から15名の子育てアドバイザーに対しまして、子育て支援の資源と支援をつなぐ役割についての研修を重ねております。

さらに、子育て広場でこれまで以上にきめ細かく情報提供ができるように、牛久市子育てポケットガイドを発行いたしまして、情報の浸透に努めているところでございます。

また、子育て広場では、親子の交流だけでなく、保健センターの保健師相談、栄養士相談、歯科衛生士相談のほか、子育てに関する講習などの行事も毎月多彩に用意しており、利用者から好評を得ているところでございます。

このように、本市におきましては、子育て包括支援センターに期待される機能、いわゆるそれぞれ窓口が縦割りということではなく、市役所内外の連携によりまして整えられてきているところでございますけれども、今後もさらに市民の皆様のニーズを把握しながら、その充実に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ネウボラの説明までしていただいたので、これからネウボラの話をごさせていたどうかと考えていたんですけども、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のワンストップ拠点ということで、ネウボラを立ち上げて、子育て世帯に安心感を与える支援をということで、今回このネウボラというものは、Aさんという1人の保健師が御夫婦の妊娠の相談に乗ります。そして、出産のときにも同じ保健師が、そして1歳のときも2歳のときも、学校に行くまで同じかかりつけの保健師が対応していくというのが特徴であります。同じ保健師が継続的にサポートするので、相談するということが気軽にでき、問題の早期発見、予防、早期支援につながっております。利用者のデータは、フィンランドにおいては50年間保存されるため、過去の履歴から親支援に役立てたり、医療機関との連携に活用しており、最近では、親の精神的支援、父親の子育て参加推進、また児童の虐待や夫婦間のDVの予防的支援の役割も担っております。

切れ目のない子育て支援、日本版ネウボラを国としては全国展開を目指しております。26年度において、実施市町村数は50市町村、27年度においては150市町村が実施予定であります。モデル事業として、文京区において27年度より、核家族化や地域のつながりの希薄化などに伴い、ネウボラに合わせて東京都助産師会館と文京区が協定締結をし、区内在住の母子の宿泊型ショートステイで、産後ケア事業がスタートいたしました。

孤立せず安心して出産し育児ができることは、子供の健やかな育ちを支えるためには大変重要です。育児中のお母さん方は心も体もぼろぼろになり、頼る身内も友人もいない方は多いと

思います。そんな不安や負担感の解消に向けて、保健師やまたソーシャルワーカーが妊娠期から子育て期まで親子を一括してサポートする牛久版ネウボラを設置し、社会全体が子供の誕生を歓迎し、切れ目のない支援で子育て世代を応援していくべきだと考えますが、この保健師やソーシャルワーカーの育成についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 先ほど牛久市の連携した切れ目のない支援について御説明したところでございます。引き続きその連携の中で、それぞれがお互いに情報を共有し合っ、さらにお子様、それからお母様にどうやって接していけるか、その中で研修も兼ねまして、いろんな検討を重ねながら、引き続き支援していけるように体制は整えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、学校給食についてであります。

学校給食における食物アレルギー児童生徒は年々増加しており、重要課題の一つと言えます。そこでまず、現在の食物アレルギーを有する児童生徒数をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 牛久市内の児童生徒につきましては、食物アレルギーを有する子供が増加傾向にあり、本年度は公立幼稚園で3人、小学生は208人、中学生は92人、合計で303人となっております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 食物アレルギーが大きな課題として改めて認識されることになったきっかけは、平成24年東京都調布市で学校給食終了後にアレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いにより児童が亡くなるという事故が起き、学校だけではなく社会的にも大きな影響がありました。

このような状況において、学校現場では食物アレルギー児童生徒の対応については情報共有が不可欠であります。国は、2008年から学校給食は教育の一環として、アレルギー児童生徒にも可能な限り給食を提供するよう求められ、職の大切さなどを学ぶ食育の意義もあります。

そのようなことを踏まえ、学校現場において、食物アレルギー児童生徒の把握と対応についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 食物アレルギーの重篤な症状の場合、大変危険な状態にな

るおそれがあることから、学校現場では適正な対応を行う必要があります。そこで、文部科学省で定めております学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づいて作成されました茨城県教育委員会発行の学校における食物アレルギー対応の手引き及び牛久市小中学校食物アレルギー対応マニュアルにより対応しております。

内容といたしましては、全児童生徒のアレルギー情報をアレルギー調査票にて把握いたします。アレルギーがある児童生徒には、医療機関の受診により診断書を提出していただいた上、個別に保護者と学校長、養護教諭、栄養士の面談を実施、状況を詳しく把握しております。あわせて、緊急時の対応ができるよう、消防署に児童生徒名と疾患名、病院名及び保護者の緊急連絡先等を事前に届け出するようお願いしております。

さらに、給食につきましては、食材の成分を入れた詳細な献立により、保護者に確認をしていただいた上、提供しております。当日の給食提供に当たりましても、栄養士、クラス担任とともに、児童生徒の食する給食を確認した後、食べることであります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、食物アレルギーのある児童生徒に対する給食費の軽減策は行っているかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 食物アレルギーのある児童生徒に対します給食費の軽減につきましては、実施はしておりません。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） その理由をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 給食を提供するには、食材の購入費で年間3億6,100万円ほどかかるほかにも、調理業務委託費2億7,700万円、給食室の建物並びに給食設備の維持管理費5,600万円、また、アレルギー対応も含めてきめの細かい対応を学校ごとに行うため、全校に栄養士を配置する人件費1,700万円など、さまざまなコストをかけて運営しております。平成26年度で総額7億1,500万円の経費を要し、1食当たり換算しますと555円となります。特に、平成25年、26年の2カ年では、9,400万円の設備投資を行っております。今後、施設の老朽化に伴い、さらなる経費が必要となることが見込まれております。

一方、給食費としては、1日食当たり幼稚園及び小学生は250円、中学生は270円をいただいております。食物アレルギーのある児童生徒への給食提供には、食材の選定、調理中の

アレルギー食材の除去など、多くの工程が必要になり、現場の栄養士や調理員の手順も多岐にわたり、調理も複雑になります。児童生徒が食するに当たっても、担任等のチェックをした上で提供している状況ですので、多くの人の手をかけて提供しているのが現状となります。

アレルギーに関する給食につきましては、原因となる食物の成分が少しでも混入しただけで症状があらわれ、成分レベルでの除去が必要な場合は、給食提供でなく弁当持参での対応をお願いしており、給食費の徴収はいたしておりません。現在は、その中で、除去給食で対応しているお子さんは74人、弁当持参は3人という現状になります。

また、成分レベルでの除去が必要ではない児童生徒に対しましては、アレルギー食材の除去食を提供しておりますが、毎日変わる献立の中で多種多様な食材を使用しております、アレルギー対策は食材費の減額分をはるかに上回るコストが必要となっております。

これらの給食提供に要する費用などを総合的に勘案しますと、アレルギー除去食の単価を設定することは難しいと考えております。何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、防犯ステーションまちばん「民間交番」設置についてお伺いいたします。

牛久市におかれましては、防犯対策には大変御尽力されており、青パトパトロールの強化、防犯灯をLED化に変換し、まちが一層明るくなりました。防犯カメラの設置、地域防犯パトロールと、犯罪抑止効果が出ていると伺っております。

牛久駅東口を利用されている方より、「不審者につけられた」、「子供が塾の帰りに怖い目に遭い、東口の安全対策をしてほしい」との声がありました。土浦市において、平成20年JR荒川沖駅殺傷事件が起り、死者2名、重症者7名の犠牲が出た事件がありました。二度と事件が起きないように、市民の声が大きくなり、平成21年に警察OBを配置する防犯ステーションまちばん荒川沖を開所しました。立ち番を中心に、事件・事故の被害拡大防止、駅前パトロールなどが活動となっております。一見、交番のように見えることや、経験豊富な警察OBがいることにより、犯罪未然防止に効果は大きいようです。

立ち番をしていると、女性の方が若い男に声をかけられ恐怖を感じ、まちばんに駆け込み事なきを得たということもあったりと、見せる防犯、まちばんの取り組みを警察の自主防犯組織の側面支援として検討する価値があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私からは、誰もが安心して暮らせるまちづくりについて、防犯ステーションまちばん「民間交番」設置に関する御質問にお答えいたします。

まず、まちばんとは、土浦市で設置した警察官経験者などを任用、配置した防犯ステーションの名称でございます。まちばんは、市民などの安全安心に対する不安の高まりや、平成20年にJR常磐線荒川沖駅付近で発生した殺傷事件をきっかけに、防犯体制のさらなる充実が求められたことから、平成21年12月に荒川沖駅東口に設置されました。翌年には、神立駅西口にも設置され、現在は2名体制で365日稼働しているとのことであります。

まちばんが設置された理由の一つに、荒川沖駅や神立駅周辺の交番は、駅から約200メートル離れており、隣接交番がないことが挙げられています。同市内にある土浦駅には隣接交番が西口にあるため、設置されておりません。

また、平成26年度の刑法犯認知件数は、土浦市が2,261件、牛久市が934件で、人口10万人当たりの犯罪発生率は茨城県内において土浦市はワースト1位であり、牛久市は14位との警察による統計が出ております。これは、市民の皆様が一体となって防犯活動に従事していただいた結果であり、今後も官民一体となって防犯活動を推進してまいります。

牛久駅については、牛久駅西口に隣接交番があり、さらに駅東口から約1.5キロメートル離れた場所に栄町交番もあり、警察や青色パトロール、また市民の皆様による自主防犯パトロールで、駅の警戒や立哨、パトロール活動を行っております。

現在、取手市においても、民間交番の設置が検討されております。これは、交番の統廃合により、新たに国道6号線沿いに白山交番が設置され、取手駅東側の井野団地にあった井野交番が廃止されたことが主な理由であります。跡地の有効活用を兼ねて、民間交番が検討されているとのことであります。

今後は、御質問にあった暴走族対策についても、市から牛久警察署にさらなる取り締まりやパトロールの強化を要請するとともに、防犯パトロールの巡回を強化するなどの対応をまいります。

なお、防犯ステーションにつきましては、警察と協議をしながら、事例等を収集し、調査、研究を進めてまいります。

今後も、警察や防犯連絡員協議会等の関係機関と連携し、安全安心なまちづくりに努めてまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

次に、8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 皆様、こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。

改選後初となる一般質問は、選挙を通してお寄せいただいた意見をもとに質問してまいりたいと存じます。今後も市民の皆様とともに歩く姿勢を貫き、議員活動を推進してまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式で質問を行ってまいります。

まず初めは、障害がある人もない人も、誰もが安心して暮らせるまちづくりについて、2つの項目にわたって行います。

1つ目は、障害への理解を進め、偏見をなくす取り組みについてであります。

この問題は、障害者の差別解消に向けた取り組みについてとして、昨年6月議会でも取り上げさせていただきました。障害者の権利擁護に向けた取り組みは、平成18年に国連本会議において、身体、知的、精神とあらゆる障害者の尊厳と権利を保障するため、障害者の権利に関する条約が採択され、急激に進展してまいりました。

日本でも、平成19年に署名いたしました。国内法が条約の求める水準以下だったことから批准には至らず、その後、国内法の整備等を進め、平成26年1月、やっと障害者権利条約の締結に至りました。

整備された国内法の一つに、障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律、通称、障害者差別解消法があります。この差別解消法は、来年平成27年4月から施行されることとなっています。この法律の基本方針には、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要、法は、行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及・啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人一人による自発的な取り組みを促す、特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会のさまざまな場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取り組みを広く社会に示すことにより、国民一人一人の障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取り組みの裾野が一層広がることを期待するものであると、その方針が示されております。また、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について、国民の関心と理解を深めるとともに、特に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行わなければならないということになっております。

そこで、牛久市での取り組みとして、まず、小中学校での福祉教育の推進について質問を行います。

牛久市第3次障害者プランの中でも、第1章に、障害のある人を取り巻く地域の理解を進め、

偏見をなくそうとの基本方針が掲げられ、施策の展開として、小中学校、地域での福祉教育を積極的に展開するとともに、福祉教材や情報資料を整え提供しますと取り組みが示されています。市内各小学校でのそれぞれ福祉教育の中で、障害についての知識はどこまで学習することになっているのでしょうか。障害の種類には、身体、知的、精神の3障害があります。それぞれの障害の特性についても学ぶようになっているのでしょうか。

また、授業の中で、福祉体験教室も実施されていると思いますが、障害を理解するための方法として、どのような位置づけで行われているのでしょうか。中途半端な障害体験は、障害があることがかわいそう、助けてあげようなどという一方的に支援する対象であるかのような誤解を持たせるだけで終わってしまいかねません。障害を持つ人の話を聞く機会や交流を通して、障害のある人たちの日常を知り、主体的に生きる姿を知ることができるような取り組みも重要と考えます。

さらに、授業を進める先生方がどこまで理解しているかも重要なポイントになります。先生が福祉に関する授業を進めるに当たって、年間のカリキュラムをどう組み立て、準備しているのか。また、先生自身は福祉体験をされているのか。以上の点について、御答弁をお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小中学校での福祉教育の推進についてお答えいたします。

障害についての学習につきましては、学習指導要領に基づいた教育課程において、それぞれの障害の特性や知識についてどこまで学習するといった規定はございません。しかしながら、各学校においては、保護者と相談の上で、特別支援学級の児童生徒の障害の特性を含め、ここに配慮が必要な点などについて知り、交流を通して、ともに生活、学習しながら学んでいます。

市内小中学校には、牛久二中を除く12校に特別支援学級が設置されており、さまざまな障害のある児童生徒が学んでいます。通常学級の児童生徒との交流が日常的に行われ、児童生徒が障害への差別や偏見を持つことなく、誰もが安心して学べる学校づくりを推進しています。

福祉体験学習については、アイマスク体験、車椅子体験などの疑似体験だけでなく、中根小学校、神谷小、ひたち野うしく小においては、障害のある方を招いて交流活動も実施しています。

加えて、市内7つの小中学校と県立特別支援学校の間では、居住地校交流や学校間交流も行われており、小中学校の児童生徒にとっては、障害のある児童生徒への理解を深め、地域の仲間として自然にかかわりながら、ともに助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ貴重な機会となっています。また、通常学級にも車椅子生活をする子供もおり、互いにかかわりながら体験を通して学んでいます。

本市の小中学校では、体験学習だけでなく、日常の子供たちが学び合う授業の中で、「わからなくて困っている人がいたら必ず助ける。誰一人として見捨てない」といった取り組みをしています。これは、将来のよりよい市民を育てるための市民性の教育にもつながっていくことと思っています。

ケンブリッジ大学の学術誌に取り上げられました内容も、「ケアを受けた経験が子供のケアを生み出す」、「教師の温かい視線が子供のケアを促進する」といったことが注目されており、このことは、議員が御指摘の偏見をなくし誰もが安心して暮らせるまちづくりと目標を同じにするものだと考えています。

ただ、市の教育委員会といたしまして、障害者理解を深める教師の福祉体験の研修は現在行っていない現状であります。今後、どのような時期にどのような形で進めていったらよいかを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、今御答弁いただいた中から何点か質問してまいりたいと思います。

さまざまな形で学習指導要領等も含めた中で、子供たちに福祉について学ぶ機会を牛久市としては取り組んでいるということでもあります。それで、その幾つかの学校の中で、この福祉体験教室というのを実施しているということは、私もこの体験教室を支えるボランティアの一人としても毎年毎年いろんな学校にお邪魔していることから、その実態もよく存じております。

ところが、やはりこうした取り組みをしてくださることは大変ありがたいのですが、そのカリキュラムの中で、タイトな時間の中でこれだけをやらなければいけないということになると、その疑似体験をこなすだけで精いっぱいというような状況、そうすると子供たちは、先ほども申し上げましたように、障害があることをかわいそうだとか、助けてあげるといような、障害を持つ方に対して一方的に支援の対象として見るような、そんな状況を生み出しているのではないかということが、携わっているボランティアの間でもじくじたる思いでいるということがありました。

その点、先ほども教育長の答弁にありましたように、当事者の話を聞いたりして、子供たち自身が障害を持っている方の日常生活を知ることによってより深まるということを行っているということですが、教育の中では、その障害を持つ方々との交流を通して、どういうことを教育目標として挙げているのか、その点を再度この福祉体験教室も含めてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、障害ということに関してですが、子供たちにはどちらかという障害ということを出さないで、個性というような形で伝えています。ですから、情緒であろうが、知的であろうが、いろんな障害を持っていますが、それは個性の一つなんだよと、こういうふうな捉え方をしておりますので、この障害はこういう障害であるというのを重く伝えるということは現実ではやっていないで、みんな個性なんだからみんなで学ぼうというスタンスがあります。

それから、総合的な学習の時間というのが4年、5年、6年から中3まであるんですが、これは学校で自由に何でもやっていいということになっておりますので、福祉をやる学校もあるし、コンピューターをやる学校もあるし、環境をやる学校もあるし、国際理解教育をやるという学校もありますが、大体福祉をやる学校は年間実は20時間ぐらいとってあるんです。その中の2時間ぐらいがきつと外部の方が来て体験になっているんだと思うんですね。ですから、トータルとしては20時間ぐらいありますので、うまく組めばもっと内容の深まるようなカリキュラムにもなっていくのかなど。時間的にありますので、その辺のことを学校と話し合いながら、よりよいものをつくっていきたいと思っています。

例えば、岡田小なんかを見ますと、もう4月当初に、福祉って何だろうというテーマからずっと入りまして、認知症って何だろう、優しい岡田小にするためにはどうしたらいいだろうと入りまして、ずっと障害者のお話を聞きながら、最後の2月に優しい岡田にするためにはどうしようというような流れがありますので、こういう中でカリキュラムをちょっといじってあげば、また体験の機会もふえていくのかなど思っております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 年間の取り組み等もそういうふうにある一定の成果、方向性を示した上でカリキュラムを組み立てているということです。私は、もう本当にこの20時間に及ぶそうした福祉の活動の一端にしか触れておりませんのでわかりませんが、それでも先生が、昨年私が経験した中でいうと、ある中学校で、先生自身が大学のときに障害について学ぶ機会があり、そして自分も経験したという経験を踏まえて、これまでと一歩踏み込んで、疑似体験のやり方を考え、より深い理解につなげるような授業を持つことができたということがありました。やはり、先生方がどこまでこうしたことについて関心を持ち知識があるかということが、最終的にそれぞれの学校の中で児童生徒をどういうふうに育てていくのかということにつながっていくと思いますが、この例年どおりというカリキュラムを脱却して、積み重ねはいいんですけども、それを一歩踏み超えるというような見直しというか、それぞれの目当ての反省というか、そういう点については各学校ではどんなふうにとらえられているのかお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほど申しましたように、学習指導要領がないところでやっているものですから、こうしなさい、ああしなさいというような国からの規定も、教育委員会の規定もない中のものでして、これを通してどんな力をつけるかという、つける力まで学校で決めるということになっているのは総合的な学習の時間のルールでありまして、そういう中で、議員がおっしゃるように、先生たちがやっぱりより深く経験したり、より深い知識がないと、子供たちにいい教育ができないというのはほかの教科においても全て同じかなと思っております。一番難しいのは、総合は、地域を知らない先生たちが地域の学習をやっているというのが一番の問題点でして、他市町村から来た先生が牛久の地域を教材にした学習をしておりますので、私たちはNPOを入れたり、地域の人材を入れたりしながら、より地域の深い理解を持った人と手に手を組ながら、子供たちによりよい教育をしていければなというようなところで今考えている状況なんです。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この問題の最後に一つ、先ほども先生自身の福祉体験ということで申し上げました。現在のところはなかなかこういう時間がとられていないということになるようですけれども、実はこうした福祉体験を行ったりする前に、ボランティアとか社協とかを含めて打ち合わせ会を行ったりしているんですね。そのときに、単なる本当に打ち合わせで終わってしまっているの、実はそうしたときに、授業終了後ですから、先生方も大変お忙しいとは思いますが、そうした後にちょっとでもそれぞれの体験をしていただくことによって、新たな時間を設けなくてもできるのではないかなというような意見も聞かれているところなんですけれども、そうした取り組みということは今後考えていくことはできるのかどうか、もう一度御答弁お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今、議員がおっしゃったように、先生方、本当に毎日帰りが9時、10時、11時というような退勤時間になっておる中で、改めてとるのは難しいかもしれませんが、今、議員がおっしゃったように、学校に来たついでにその後でちょっと打ち合わせをする中で少し体験をしてみるというようなことはできるかと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 次に、それでは、地域、民生委員等への障害を理解する取り組みについて質問してまいります。

地域での障害者への差別や偏見は、ふだんはあらわにはなっておりませんが、障害者向けのグループホームが開設されるといったときなどに、突如反対運動という形で明らかになったり

しています。こうしたとき、反対の根拠を探っていくと、ほとんどの場合、障害についての正しい理解がなされていないことから起きていると思われます。障害について、正しく理解することは、何でもない日常の中での積み重ねを行っていく以外にはありません。牛久市では、障害者連合会が行政区や地区社協での交流お茶会などを通し、理解、啓発活動を行っていますが、市としては地域でどのような取り組みを考えておられるのでしょうか。

また、地域の福祉活動のキーマンである民生委員の方々が、障害に関する知識や障害者に対する理解を深めるために、どのような学習の機会を設けているのでしょうか。自治体の中には、市民向けに障害に対する理解促進のための体験型のイベントや当事者の話を聞く機会を定期的に行ったり、講演会やシンポジウムを開催したり、積極的な取り組みをしているところもあります。牛久市では、牛久しあわせ見本市の中でこのような企画もあるようですが、今度どのように取り組みを進めていくのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害者への理解を進め、偏見をなくす取り組みについてお答えします。

障害のある方への地域住民の理解を図る取り組みとして、障害者連合会では、啓発活動を継続的に行っております。内容としては、地区社会福祉協議会との交流お茶会や夏休みの児童クラブ訪問等で、障害者と日常的にかかわる機会がないことから生まれる偏見や差別意識の解消に向けた当事者参加の取り組みを進めております。

今年度は、岡田小地区社会福祉協議会と神谷小地区社会福祉協議会との交流お茶会、牛久小学校児童クラブ及び岡田小学校児童クラブ訪問を予定しております。この取り組みは、障害者に対する差別や偏見をなくしていく上で大変重要な活動ですので、市としても引き続き支援をまいります。

市の取り組みといたしましては、昨年度、茨城県人権啓発活動委託事業を受け、障害者の理解促進として、ダウン症の書家、金澤翔子氏による席上揮毫を社会福祉協議会と共催し、約1,000人の方に御参加いただきました。今年度につきましては、みんなのしあわせ見本市や障害者習慣を活用した啓発活動を実施し、障害者への理解促進を図ってまいります。

次に、民生員への障害者を理解する取り組みにつきましては、民生委員定例会において、身体、知的、精神に障害を持つ方の特性について毎年研修を行っております。また、障害者連合会の役員に定例会に出席していただき、活動紹介と民生委員に対する地域での見守りや声かけを依頼しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、まず、地域での取り組みということで、現在行っていることを御説明いただきました。牛久市としては、障害者連合会を主体としたこういう市民団体が中心の理解、啓発活動ということで進められているというふうに思います。

先ほど私が質問の中で申し上げた、他の自治体の中でのイベント、それから講演等をお話ししましたが、その一つをインターネットから拾い出してプリントアウトしたものがございます。東大和市、見えない世界を知ろうということで、視覚障害者ととともにということで、この中には講演、お話を聞くとともに、アイマスクを使って体験をする、それから点字で名前を打ってみようというもの、それから、見えない人用の便利グッズの展示、こうしたものを行って、「見えない世界を知ろう～視覚障害者ととともに～」という事業をやったり、そしてその翌年には、音のない世界を知ろうということで、これも同じようにパンフレットがありますけれども、聞こえない人と生きるためにということで、音のない世界を体験し、そして手話に親しもう、それから聴導犬のデモンストレーションを行うということで、本当に障害に特化したこうしたイベントを行っているところもあります。

これは市が主催で、それぞれ障害者団体、そしてそれを支えるサークルの人たちがこれに協力しているというような体制でイベントが行われているわけですが、次年度、27年には差別解消法の施行が実質的に行われ、各地域、それから事業者、そして市役所での窓口等でもこうした差別をなくしていくことを推進しなければいけないという状況の中で、国も地方自治体にこうした取り組みをしていきなさいと言われていた中で、私はこうした実質的に体系を含めた体験型のイベントを開催するということが大変重要ではないかなと思いますが、この点について再度、市として主体的にやっていくような考えがあるかどうかということで伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

毎年11月に行っているみんなのしあわせ見本市の中で、今年度4回目になりますが、これまでも障害者用の各種補助装置や盲導犬の体験のほか、手話講習会、それと障害者の手づくり品等の販売を行って、理解促進に努めているところです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 福祉のその社協も含めて、みんなのしあわせ見本市、この中で体験をしているということですが、こうした取り組みというのが、市民の中でどのくらい浸透している、参加者等を含めて、こうしたことをもっと広めていくということも必要になってくるかなと思いますが、こうした取り組みが牛久市の中で認知されているというような状況に現

在も至っているのかどうか、再度お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 再度の御質問にお答えします。

昨年度で申し上げますと、みんなのしあわせ見本市の参加者は約1,000人となっております。今後も引き続き同じような取り組みを進めて、理解を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） まず、こうした取り組みを本当に積極的に進めていくことを期待しております。

そして、次に民生委員さんですけれども、民生委員さんへの研修ということで現在行われているということですが、これは具体的にはどのような形で、全体の民生委員さんなのか、それともブロック別の中で行われているのか、そしてその内容はどのようなことを行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 先ほど申し上げたのは、役員さんを対象に行っておりますけれども、民生委員の方全体に数回に分けて今後実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） これは本当に何度も申し上げておりますけれども、差別解消法の施行に合わせて、牛久市として責任を持って取り組んでいかなければいけないということになりますので、特に民生委員さんは地域の福祉活動のキーマンですから、全体での研修、それぞれの方面の地域があると思いますので、そうしたところで確実に行っていただくように、そしてなおかつそのときには体験型、そして当事者の話も聞くような、そうした研修にしていきたいということをお願いをして、次の質問に入ります。

次は、市役所職員の障害への理解を深め、福祉的配慮のある行政サービスの提供についてであります。

これは、第3次障害者プランの第1章の施策の4項目めに掲げられているものであります。主な取り組みとしては、法定雇用率、障害者理解の研修、手話通訳者の設置、選挙等における配慮の4点がこのプランの中には掲げられております。法定雇用率については障害者を職員として採用しています、新規採用についても障害者を計画的に採用してまいります、国で定める市の法定雇用率2.3%以上を維持してまいりますと、取り組みの展開方法が示されています。

そこで、現在の障害者の雇用状況はどうなっているのかをお尋ねいたします。3障害別の雇

用状況をお示しいただくとともに、今後の雇用拡大、計画的採用についてどのように考えられているのかもあわせて御答弁いただきたいと思ひます。これら障害の雇用については、それぞれの障害の特性に合った態勢を整えれば、知的障害、精神障害の方々も採用していけるのではないかと推察いたしますが、この点についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

研修については、障害特性や障害福祉制度についての理解を促すため、市職員向けの研修会を開催して、窓口での合理的配慮につなげていきますとの取り組みの方向性が示されております。現在の研修の状況はどうなっているでしょうか。疑似体験や当事者の講話なども含め、より深く知るための研修が福祉制度などの説明とともに必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、窓口業務に生かすためには、合理的配慮への取り組み事例研究が欠かせないと思ひます。牛久市では、手話通訳や精神保健福祉士など、それぞれの分野の専門家も採用していることから、こうした人材の活用も重要だと思ひます。28年4月からの障害者差別解消法が施行されることから、今年度の研修は待たなしの状況だと思ひますが、どのように取り組まれているのか、以上の御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 市役所への障害者の雇用についてということの御質問でございますが、障害者の雇用の促進等に関する法律、これは25年4月に2.1%から2.3%という形で、法定雇用率が改正になっておりますが、26年度の報告におきましては、法定雇用率の2.3%を超える2.37%という状況となっております。障害者基本法に規定されております3障害別の内訳でございますが、本市においては、身体障害者が全てという状況でございます、その他知的障害、精神障害者の任用はございません。

また、今後の雇用拡大、計画的採用についてという御質問でございますが、雇用につきましては、法定雇用率を維持しながら、全体的な職員管理に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、研修等についての御質問でございますけれども、来年度より施行されます障害者差別解消法に基づき、市役所では窓口サービス等において合理的配慮を行う必要があるため、全ての職員がこの法の趣旨を十分に理解する必要があります。このため、市職員を対象といたしました研修を今年度内において実施する予定でございますが、今年度以降につきましても、段階的に障害者体験や障害者本人の講話など、3障害の特性を理解するための取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 雇用の問題から質問してまいります。

雇用の問題は、今、法定雇用率には達しているということでした。そして、身体障害の方がその全てだということでしたけれども、その雇用形態を考慮し、その障害の特性に合わせた形で考えていくと、この雇用の幅というのは広がってくると思います。正職員では難しい場合でも、非常勤職員のような形、そしてまた2人を1人と換算して一つの仕事に従事させる、そうした形で採用していくというようなことは今後の中では考えていくことができないのかをお尋ねいたします。

この問題は、障害者連合会でもたびたび要望として市のほうに上がっている問題の一つではないかと思いますが、障害の特性に考慮してそうした身体以外の知的障害または精神障害の方を採用していくということについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 障害者におきます身体以外の障害者の雇用についてでございますが、ただいま議員からお話ございましたとおり、本市におきます非常勤職員においては、精神障害をお持ちの方の任用がされているという状況がございます。こういった形で、業務とその障害の特性を考慮しながらの任用を今後とも考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 国の方針として、障害を持つ方も社会に出ていこうという態勢が今進められています。そうした中で、やはり生活していくための手段として雇用というのは大きな問題ということになります。民間企業はなかなか精神の障害をお持ちの方、知的の障害をお持ちの方を採用していくということは難しい面もあろうかと思いますが、公的な立場である市役所としては、こうした方々の、先ほども申し上げましたように、複数での人員配置で一つの仕事をしていくというようなことであれば、拡大していける方向性というのがあると思うんですね。今、非常勤の中では、そうした方も入っているということですが、先ほども申し上げましたように、第3次障害者プランの中では計画的に採用していくというようなことも書かれているわけで、これが正職員だけではなく非常勤の中でも計画的に採用していこうという、こういうことを話し合う場というか、推進できるような体制というのはつくれるものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 市役所職員につきましてということからいたしますと、まずは、市職員といたしましては、その障害の特性を理解するということがまず重要かと思えます。そういった意味からいたしますと、25年度にも行っておりますが、県立の美浦特別支援学校の高校2年生になりますが、この方を就労支援も兼ねておりますけれども、市の業務の協力をお

願いするという研修を行っておりまして、関係する各部、課の業務を経験していただいている、そういったところで、この方は知的障害でございましたが、知的障害者に対する職員一人一人が理解を深めるということにも役立ってくると。そういった障害特性を十分理解する場面というのを役所の中でもつくり上げていくということは、今後必要であると思っております。

また、あわせて、27年度、本年度におきましても同様に、間もなくでございますが6月15日から約2週間程度になります、同じように高校2年生になります、本市在住の2年生でございますが、受け入れを行っていくという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、そうした姿勢を今後も貫き、今後來年度から施行される法律にも基づきまして、今年度の研修も着実に各職員が共通認識をもって窓口の業務に当たられる、合理的配慮というものが一体どういうものであるのか、事例研究を重ねながらそうした研修も着実にこなしていただけるようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、(2)番目になりますけれども、障害のある人の暮らしを支える取り組みについてであります。

初めは、小規模入所施設（地域生活支援拠点）の整備についてであります。

国は、平成24年6月に制定した障害者総合支援法の中で、障害者に対する支援として、ケアホームとグループホームの一元化を打ち出しました。現在のグループホームは、地域生活の基盤となる住まいの場ということで、ついの住みかではなく通過型と考えられております。

総合支援法を制定するに当たって、国会の衆参両院の厚生労働委員会では、附帯決議として、障害者の高齢化、重度化や、親亡き後も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等のあり方について、早急に検討を行うことという項目を入れております。障害者の生涯にわたる支援を考える中で、通過型だけでなく、親亡き後を見据えた永住型の居住の支援のあり方として検討するようにということでもあります。

そこで、まず牛久市内のグループホーム、ケアホームの整備状況について、現在どのように進められているかお尋ねいたします。改正により、知的・精神の種別による区別もなくなってくると思いますが、現状をお示しいただきたいと思っております。

また、第4次障害者福祉計画にも整備目標が掲げられております。この計画策定に当たって、ニーズ調査が行われたものと思っておりますが、現在の状況と今後の見込みについて、おおむねこれは現在の計画がそうしたニーズに沿ったものとなっているのかお尋ねいたします。

さらに、緊急時の支援体制については、この4月に市内に開設された施設で対応できる状況

となっているのでしょうか。そして、国会の決議にもあったような高齢化、重度化や親亡き後も見据えた施設整備については、今後どのように考えていくのでしょうか。ショートステイや医療機能も備えた地域の支援センターとして、また永住型の入所施設として、小規模入所施設の整備も考えていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上についての御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 小規模入所施設、グループホーム、ケアホームの設置状況と障害別の利用状況につきましては、5月末現在で、グループホームの設置が14カ所、障害別の入居状況は、身体障害者が1名、知的障害者が28名、精神障害者が19名、合計48名となっております。

平成26年度に策定しました障害福祉計画においては、平成27年度におけるグループホームの必要人数を50名と見込んでおり、現時点での利用者48名と比較しても、地域での定着が進んできているものと判断しております。今後、施設入所や長期入院からの地域移行を進めるため、社会福祉法人へのグループホーム設置の働きかけを図ってまいります。

グループホーム入居者につきましては、緊急時の対応は各施設で行うこととなっておりますが、障害者の方が利用できるサービスを変更し、緊急で利用する際は、調整等を行う相談支援専門員が支援プランを作成し、各施設と連携、調整を行い、必要な支援が利用できる相談支援体制となっております。また、4月に開設された施設につきましても同様となっております。

次に、親亡き後を見据えた施設整備につきましては、できる限り地域に住み続けていただけるよう、障害者本人及び家族の意向を踏まえた上で、障害者自立支援協議会で検討を進め、障害福祉計画に反映させてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この小規模入所施設は今後の問題として考えていただくということになるとは思いますけれども、現在、グループホームの入所されている状況というのを今御説明いただいたわけですが、これは全て牛久市の方というふうに考えてよろしいのか、グループホーム全体の中では、前住所が牛久市以外の方もいらっしゃると思うのですが、この48名というのはどういう状況かを再度確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 牛久市で支援給付を行っている方の人数です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 緊急時の支援体制ということは、今の制度にのっとってということに

なっているということですが、4月に新しく開設された施設もあるということで、この辺の実態というのはどういうことか、ショートステイ等も含めて実施されると思いますけれども、緊急時への対応ということではこちらも大丈夫なのか、再度ちょっと確認したいと思いません。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 先ほどもお答えしましたように、4月に開設された施設につきましても支援相談員が調整を行います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、2点目の障害のある人の移動手段について質問してまいります。

市内の公共交通をどのように整備するかというのは、牛久市の地域公共交通会議で広く議論されているところですが、今回の質問は、障害者の移動手段について質問ということになります。

現在は、重度身体障害者を対象に牛久市社会福祉協議会により福祉サービスが提供されています。この移送サービスは、障害者の社会参加に大きな貢献を果たし、皆さんが感謝されていることを私も存じております。

しかし、一方で利用対象に制限があるため、その対象の範囲を拡大していただきたいと望む声が多くあるもの事実であります。自立歩行はできるものの、そう長く歩けないという軽度者、そして知的障害者、精神障害者の方々の中に、こうした利用を望む声が出ておりますけれども、現在の状況と利用の拡大について御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害のある人の移動手段の確保につきましては、自力での移動が困難な重度身体障害者や視覚障害者の方については、重度身体障害者移送サービスを御利用いただいております。このサービスに該当されない軽度の身体障害者手帳所持者の方につきましては、会員登録の上、ドア・ツー・ドアでの移動支援を行う福祉有償運送を御利用いただくことが可能です。体の状態や移動能力に応じて移送サービスの種類が異なりますので、必要な移動手段が確保できるよう周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 会員登録の有償運送ということで、これはNPOが今現在やっておりますけれども、負担する料金というのが今後変わってくるというふうに思いますけれども、社

協がやっている重度身体障害者の移送サービス、この現状の中では、なかなか一つの行事を行うときには時間を皆さんが考慮しながらお願いする以外ないとかという状況が続いているわけですけれども、車の台数をふやしたり、運転ボランティアをふやして、できるだけ利便性を図るという対応ができないかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

社協でやっている移送サービスにつきましても、需要が伸びてきておりますので、運転される方の確保も含めて、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 牛久市が打ち出しているのは重度身体障害者ということですので、この利用の範囲を広げるということについての問題点ということはどういう点にあるのかということをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 道路運送法とのかかわりもありますので、拡大できるように今後検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それは、ぜひ皆さんのニーズの高いところで、本当に社会参加ができるかどうかというのがひとえにここにかかっていたりする場面もありますので、よろしく推進をお願いしたいと思います。

それでは、次に、3項目めの地域住民主体の福祉活動の推進について伺います。

これは、先ほども申し上げた障害を理解する取り組みとも重なってまいります。障害を理解する取り組みというのは、本当に日常の福祉活動によって形づくられているというふうに考えます。グループホーム建設の際、反対だったものが、利用者の側も地域での清掃活動を行ったり、交流を図られている中で変わってきたという経過もございます。現在、住民主体の福祉活動というと、小学校区を中心とした地区社協の活動と、行政区を単位とした活動が挙げられると思えますが、現状ではそれぞれどんな取り組みがなされているのかを質問いたします。

また、私の住んでいる行政区ではサロン活動が活発ですけれども、その中の一つのふれあいサロンでは、民生委員さんを中心に月1回開催されておりますが、ここに障害者の方も参加しております。これは、民生委員さんの粘り強い声かけで参加されるようになったわけですけれども、ここに参加している耳の不自由な方は、地域の方との交流が深まって大変よかったとい

うことで、日常の暮らしが豊かになったということを実感を持って私にも手話を通して発言されておりました。こうした話に広がっていくこと、さらにこの中では、災害時や緊急時の支援についても民生委員さんから説明がなされ、そうしたことに自分もかかわっていかねばいけないということで、障害者自身が自覚するという話にもなっていました。こうした取り組みがあちこちで広がることが福祉のまちづくりにつながるとは思いますけれども、牛久市の体制としてはどのようなものがあるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 地域住民主体の福祉活動の推進について、地区社会福祉協議会や行政区での障害者連合会との交流を平成22年度より継続的に行っております。市としては、平成25年度より、障害のある方への見回り台帳への登録勸奨を行い、登録された障害者の方については、民生委員や地域住民から声かけや見守りをお願いしております。地域住民の方による見守り支援を通じて、地域行事等に参加しやすい関係づくりを進めていただけるよう、市としましても見守り台帳登録制度の概要や趣旨の周知徹底を図り、障害のある方が地域で安心して暮らせる体制づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 民生委員さんを含めて、地域ではふだんの本当に交流というのが重要になってくると考えております。住民主体の福祉活動を支援していくということは、やはり牛久市の市政運営の中でも重要なことと考えますので、推進に今後とも取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次に、介護予防のためのロコモ対策についての質問に移らせていただきます。

このロコモという言葉 皆さんは御存じでしょうか。ロコモとは、ロコモティブシンドローム、ロコモティブ症候群の略称で、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、もしくは複数に障害が起き、歩行や日常生活に何らかの障害を来している状態のことを言います。

2007年、日本整形外科学会では、超高齢社会日本の未来を見据え、このロコモという概念を提唱しました。日本は、世界に先駆けて高齢社会を迎え、平均寿命は男女とも80歳を超えております。これに伴い運動器の障害も増加し、入院して治療が必要になる運動器障害は50歳以降に多発しております。多くの人々が運動器をこれほど長期間使用し続ける時代はこれまでなく、従来の運動器機能障害対策の単なる延長線上では解決がつかないという時代を迎えました。新たな時代には新たな言葉が必要となり、日本整形外科学会では運動器の障害による移動機能の低下した状態を示す新しい言葉として、ロコモティブシンドロームという言葉を提

唱してきたわけであります。いつまでも自分の足で歩き続けていくために、ロコモを予防し、健康寿命を延ばしていくことが今必要だということであります。

厚生労働省でも、こうした認識のもとに、健康日本21の指標にもこのロコモティブシンドロームという言葉を知ってもらう、概念を知ってもらうことが重要だとして、取り入れております。今後の医療、介護の両面において、認知症、メタボの次はこのロコモの予防だというのが国の見解でもあります。

そこで、牛久市では、ロコモティブシンドローム予防の重要性をどう捉えているのかをまず伺います。また、日本整形外科学会では、自身が年代相応の移動機能を維持しているかを簡単にチェックするロコモ度テストの実施を呼びかけております。このテストは、同学会のホームページなどでも紹介し、立ち上がりテスト、ツーステップテストと、25項目の生活状況チェックで実際に試してみることができます。

さらに、このロコモ予防は、20代、30代の若い世代からの取り組みを推奨しています。骨や筋肉量のピークは20代から30代ということです。骨や筋肉は適度な運動で刺激を与え、適切な栄養をとることで強く丈夫に維持されます。弱った骨、筋肉では、40代、50代で体の衰えを感じやすくなり、60代以降思うように動けない体になってしまう可能性があることから、若いうちから運動習慣をつけようと提唱しているわけであります。

そこで、牛久市でも市民ドックや健診時などでロコモ度チェックを実施し、若年世代への警鐘を鳴らすことも必要ではないかと考えます。市の実施している健康診断や各地域で行われているサロン等でもロコモ度チェックを導入すべきと考えますが、市としてはどう考えているかをお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ロコモティブシンドローム予防の重要性とロコモ度チェックの実施についてお答えいたします。

ロコモティブシンドロームは、運動器症候群と言われ、筋力やバランス力などの運動機能の低下と、膝や腰など運動器の病気により歩行機能が低下して、寝たきりや要介護になる可能性が高い状態を言います。2011年、厚生労働省の国民生活基礎調査では、寝たきり・要介護になる原因の第1位が骨折・関節疾患で23%を占めており、超高齢社会において、ロコモティブシンドロームの対策は必要不可欠と認識しております。

既に牛久市では、介護予防の一環として、ロコモ予防の要素を取り入れた「うしくかっぱつ体操」を平成16年から実施し、12年目を迎えます。うしくかっぱつ体操の効果は介護認定者の状況に反映されつつあり、平成26年6月時点の牛久市の介護認定率は11.4%ですが、かっぱつ体操を実施していない行政区は13.9%、実施している行政区は11.2%と、2.

7%の差が見られます。これらの効果を踏まえ、26年度からは実施していない行政区を対象に、毎月10日は転倒予防の日としてかっぱつ体操を実施しているところです。平成27年1月現在の介護認定率は11.2%と低下し、県内では利根町に次ぎ2番目に低い認定率であり、市民協働の健康づくりが功を奏している状況です。

また、平成18年度から実施している介護予防教室では、65歳以上の高齢者を対象に、ロコモ度チェックの要素を含めた体力テストを実施しております。さらに、若い世代からの意識づけや健康づくりが重要であることから、対象を30代からと引き下げ、平成26年度から生活習慣病の改善を目的とした水中運動健康教室を開始したところです。

介護予防の目的は、市民の皆様健康寿命を延ばしていくことで、生涯にわたり健やかに過ごしていただくことにあります。そのためには、早期からの健康づくりが必須であることから、今後若い世代のニーズを把握しながら、介護予防を含めた健康づくり支援対策を一層強化してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤議員に申し上げます。質問残時間がわずかですので、簡潔にお願いいたします。須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、今のところも質問していきたいところですが、次に移らせていただきます。

家庭でできるロコトレの普及ということで、家庭でロコモ予防対策としてロコモーショントレニングの普及というのを整形外科学会では打ち出しておりますけれども、このロコトレは簡単で、2つの運動を続けるということで、片足立ち、それから下肢の筋肉をつけるスクワットの2つということになって、いわゆるかっぱつ体操や、それからシルバーリハビリ体操とはまた違う要素を持っておりますが、このことについての認識ということは市としてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 家庭でできるロコモーショントレニングの普及についての御質問にお答えいたします。

ロコモーショントレニングは、転倒予防、骨折予防などのために行うもので、日本整形外科学会では、先ほど御質問にありましたように、主に片足立ちとスクワットを進めているところです。

牛久市が独自に考案したうしくかっぱつ体操は、筋力・バランス・柔軟性の要素を取り入れたもので、ロコモーショントレニングの要素を網羅し、ゆったりした音楽に合わせた16分間の体操となっております。

しかし、高齢者の体力によっては、時間が長い、難しいなどの御意見がありますので、現在、かっぱつ体操の第2弾を作成中でございます。普及員の御協力をいただきながら、市の医学療法士が中心となって、より手軽に実施できる内容を検討しております。多くの市民の方が家庭において実施していただけるよう、イベント等あらゆる機会において広く紹介する予定になっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ロコモという考え方が牛久市の中ではかっぱつ体操等を通して進められているということで、同じような機能が図られているのであれば、一つの問題に固執する必要はないと私も考えて、牛久市のためにそうした活動を推進していただくようお願いしたいと思います。

最後に、こうした牛久市独自の体操ということで、かっぱつ体操、シルバーリハビリ体操について、その普及促進についてお尋ねいたします。

ロコモの予防というところで、かねてから牛久市ではかっぱつ体操、シルバーリハビリ体操の普及に取り組んでおります。シルバーリハビリ体操というのは、関節の運動範囲を維持、拡大するとともに、筋肉を伸ばすことを主眼としていて、立っていても座っていても寝ていても、どんな姿勢でもできる体操として茨城県が要請しているところであります。

この牛久市のかっぱつ体操とシルバーリハビリ体操は、その成り立ちの違いから活動していく場が違っているようにも聞いておりますが、現在のそれぞれの取り組み状況はどうなっているのか。また、そのそれぞれの体操は、運動量の違いから対象となってくる方も違っていると思われまじけれども、シルバーリハビリ体操については、要介護状態となった方でも取り組める体操として有効というお話も伺っております。そこで、サロンのような場だけではなく、家庭でもできる、一人でもできる体操として、地域にもっと広めていくことも必要ではないかと考えますが、現在の状況と今後の取り組みについて御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） うしくかっぱつ体操とシルバーリハビリ体操の取り組み状況についてお答えいたします。

うしくかっぱつ体操普及員とシルバーリハビリ体操指導士は、どちらもボランティアとして、市民の健康づくりの支援をしていただいております。うしくかっぱつ体操は、市が主催で平成16年度から体操普及員の養成講座を毎年開催し、普及員要請数は26年度末で300名になりました。各普及員は、自分の住んでいる行政区において、継続的に月1回から週3回程度体操を実施しております。26年度は40行政区で1,709回体操を実施し、延べ2万4,9

30人の参加者が得られました。さらに、平成26年度から、障害かっぱつプロジェクトの中で毎月10日は転倒予防の日と定め、かっぱつ体操を実施していない行政区のうち、4から5行政区において体操ができる環境づくりを進めています。

シルバーリハビリ体操は、茨城県が主催で指導士の要請を行っております。26年度は県と牛久市が共同で3級養成講習会を実施しており、29名が修了し、現在118名が講師となっております。行政区や地区社協14カ所ですべて定期的に体操を実施しており、26年度は年間延べ6,975人の方が参加しました。また、シルバーリハビリ体操は、椅子に座ってどなたでも参加できるストレッチ、筋トレ体操でありますので、近年要望が高く、参加者の身体状況や年齢相当に合わせ取り入れている状況が多くなってきております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 現在、この2つの体操はそれぞれ市民の方が普及員あるいは指導員として活動しているということで、多くが自主活動という形で委ねられていると思いますが、牛久市とのかかわりの中では、牛久市はこの健康予防のためにこの方々の要請、そのほか積極的な支援策としてはどのような体制でおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、うしくかっぱつ体操の普及員につきましては、市が主催で養成講習を実施しております。今後も継続して要請していく予定であります。また、シルバーリハビリ体操についても、県の講習、先ほど牛久市との共同の研修の御紹介もしましたが、今後シルバーリハビリ体操の関係についても引き続き支援をしていきたいと考えております。

また、今後は介護保険の地域支援事業の中で、地区社協が中心となってサロン活動などを実施する予定になっておりますので、その中でもうしくかっぱつ体操やシルバーリハビリ体操などを取り入れたものが行われるということで、今後さらに普及を進めていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今のように積極的に推進していくということで、いろんな市町村でシルバーリハビリ、県の事業でありますけれども、市独自の事業として取り組んでいるところもあり、そうしたところは補助金等も含めて支援しているというように承っているところもありますけれども、牛久市の中では市民活動、ボランティア活動ではありますけれども、そうした団体への支援というのは、場の提供、それから要請の場をつくるということだけで、金銭的な支援というのはそういう各団体からは要請が来ているのでしょうか。また、あった場合にはそ

れに伝えていくというような状況になっているのかどうかを最後の質問にしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 金銭面の支援、補助金等という御質問ですけれども、今後、先ほど申しあげました地区社協で実施していただく際には、地区社協に対して補助金を交付させていただいて、その中で必要な備品等の購入をしていただくことになろうかと思えます。

現在のところ、シルバーリハビリ体操の備品等については、保健センターで保管しているマット等の貸し出しなどで対応しているところです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時ちょうどといたします。

午後2時43分休憩

午後3時0分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 新人の伊藤裕一でございます。

いただいた負託に応えるべく、初心を忘れることなく邁進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速でございますが、通告に従いまして、一括方式にて2点質問させていただきます。

まず、大きな1点目といたしまして、生活道路の安全についてお聞きいたします。

昭和40年代よりベッドタウンとして発展してきたこの牛久市ですが、初期に開発が進んだ牛久駅周辺地域、いわゆる旧市街地域を初めとして、狭い生活道路が散見され、ひたち野地域では児童数増加、牛久駅周辺地域では高齢化が進む中、生活道路の安全確保は大きな課題となっており、ことし4月にはひたちの東4丁目におきまして、ゾーン30規制が導入されるなど、これまでも一定の対策がなされてきたものと認識しております。

そこで、これらを踏まえまして2項目お聞きいたします。

1項目めといたしまして、現状確認であります。生活道路の安全に関しまして実施されている主な対策の内容、今後実施する予定の対策はどのようなものがあるでしょうか。さらに、道路狭隘率など、牛久市の生活道路の現状がわかる数値をお示しいただき、さらに今後の数値目標などがあればお聞かせいただければと思います。

2項目めといたしまして、車両用すれ違いスペースについてであります。千葉県市川市では、幅が4メートル未満の道路を部分的に1.5メートルから2メートル程度広げ、まごころゾーンと称するすれ違い用待避スペースを設けるまごころ道路を整備事業に取り組んでおられそうでございます。

先日、初の現地視察といたしまして単身市川市役所担当課に伺い、現地のまごころゾーンを見てきたのですが、密集した住宅街の中、こうしたすれ違い道路があることによりまして、車、歩行者双方の安全が確保されているように感じました。

牛久市には空き家が多数ございますが、空き家対策の進展に伴いまして、狭隘道路に接した空き家の売却、あるいは建てかえ需要が高まることも想定され、そうした土地の活用の一つといたしまして、こうしたすれ違い用スペースを設けるということが考えられると思います。

道幅4メートル未満の道路に面する建物を改築する際には、セットバックと申しまして、土地の使用制限がかかり、幅が4メートルに達するまでブロック塀などの障害物を撤去させなければならないと聞いております。このような場合、通常は所有権はもとの所有者のままでありますが、自治体によりましては、土地活用を円滑にするため、そうした土地を補助金を出すかわりに自治体へそういった土地を寄附してもらい、そういったことを補助金を出し条例を制定し行っているというところもあるそうでございます。

さらに、牛久市におきましては、活用されていない市が所有する土地が多いということも伺っております。これらの土地の活用策の一つといたしまして、車両用すれ違いスペースを設ければ、道路全体を拡張することに比べ、スピーディーな対応が可能になると考えますが、その点いかがお考えか見解をお示してください。

続きまして、大きな2点目といたしまして、小学校英語教育についてお尋ねいたします。

先日、圏央道神崎インターチェンジ東関道大栄ジャンクション間の開通により、牛久市から成田空港へのアクセスが便利になりまして、かつて同空港を勤務場所としておりました私といたしましても感慨深いものがあるわけでございますが、本市はさらに国際都市つくばにも隣接しており、こうした立地条件、さらに東京オリンピック開催に向けた国際化の進展を踏まえますと、小学校における英語教育の重要性はますます高まってきているように感じます。

きのうの同僚議員の質問と一部重複するところもございますが、違った角度からの視点も踏まえつつ、5項目お聞きしたいと思います。

初めに、ALTの活用状況についてであります。ALTとは、御承知おきのとおり外国語指導助手のことですが、本市ALTの在籍人数、授業、その他活動におきまして、どのように活躍いただいているのかお聞かせください。

また、このALTの採用に関しまして、必ずしも教育学などの学位を持っているといった専

門知識が問われているものではなく、一部には資質に問題のある方もいると聞きます。牛久市ではそのようなことはないと思いますが、ALTの質の担保に関しまして、採用の際、どのような対策がなされているのかお聞かせください。

2項目めといたしまして、日本人教師の研修についてであります。

小学校の先生というのは、英語以外のことにも取り組まねばならず、お忙しいとは思いますが、児童の中には帰国子女であったり、自主的な勉強をしているなどの理由で、先生以上に英語をしゃべれる子も含まれているということも考えられるわけでありますから、研修によってフォローしていくというのは重要になっていくと思います。

そこで、各機関におかれまして、小学校英語教育に関し、どのような研修が行われているのか。先生方の参加状況、研修の成果などございましたらお聞かせください。

3項目めといたしまして、うしく土曜カッパ塾での取り組みについてであります。

カッパ塾は、昨年10月にスタートしたばかりでありまして、その目的の一つとして英語検定受験のための学力向上が掲げられておりました。きのうの議会中、通常の授業の取り組みも含めまして、多数の児童生徒が実用英語技能検定を受験しているとの御答弁がございましたが、現在のところ、土曜カッパ塾での取り組みによって英語検定に合格した子、あるいは受験した子はいるのかどうかお聞かせください。また、土曜カッパ塾での講師として、どのような方に活動いただいているのかお聞かせいただければと思います。牛久在住の外国籍の方、定年退職された先生、筑波大学の学生、さまざまな方が牛久には住んでいると想定されますが、そういった方々が講師として活動されるということは行われているのかどうかお聞かせいただければと思います。

さらに、うしく土曜カッパ塾は、奥野小、ひたち野うしく小の2つの学校のみで実施されているとのことでありますが、他校への拡大の考えはあるのか否か、また、市内全ての小中学校で実施されております放課後カッパ塾におきまして、外国語活動を行う予定はあるのかどうかお聞かせください。

4項目めといたしまして、到達目標についてであります。

小学校英語教育が始まった当初、国際交流の一環として英語教育が行われておりましたが、一昨年、文部科学省より英語教育改革実施計画という計画が発表され、小学校5・6年生の外国語活動に関しまして、教科へ格上げし、成績評価の対象とする流れが打ち出されるなど、少し風向きが変わってきた、そういった印象もございます。

千葉県成田市では、市独自に授業時間数をふやすことのできる教育課程特例校という仕組みを使い、先進的な英語教育を実施しているそうでございます。学年別月ごとのテーマや目標を定めており、例えば6年生3月におきましては、Thank you for your k

i n d n e s s、優しくしてくれてありがとうという活動テーマを定め、お世話になった先生に感謝するという単元目標をこの成田市では定めておられるそうです。牛久市におきましては、こうした到達目標は設定されているのかどうかお聞かせください。

最後に、5項目めといたしまして、今後のカリキュラムについてであります。

本市におきましては、市独自に小学校1・2年で年5時間、3・4年生は10時間の英語活動を行い、5年生からの外国語活動に期待と希望を持たせているということでございますが、その点はよい取り組みだと思います。

しかし、先ほど申し上げました外国語活動の教科化、教科への格上げの流れ、さらに3・4年生への開始時期繰り下げということも、国において議論されております。こういったことも踏まえまして、さらに授業時間数をふやす、明確な到達目標をつくるといった形でカリキュラムを刷新されるお考えはないかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 生活道路の安全、市内道路の現状と安全対策についての御質問にお答えします。

平成26年度末において、認定している牛久市道は総延長769.8キロメートルでございます。そのうち幅員が4メートルに満たない道路は439.2キロメートルであり、全体の約57%を占めております。現在、狭隘な道路の整備につきましては、国の補助金を活用しながら計画的に行っているところです。

今後も、住環境の向上を図るために、住民の方々の要望を踏まえ、引き続き整備を行ってまいります。

次に、市で実施している安全対策につきまして、主なものとしましては、カーブなどで見通しの悪い場所へのカーブミラーの設置、道幅の狭い道路などで、ドライバーに車道の幅を認識させ、歩行者を守るためのオレンジ色のラバーコーンの設置、交差点の入り口において、振動で自動車の原則を促すチャッターバーと呼ばれる道路びょうの設置、交差点の中心を認識させ、安全な車両の通行を確保するための十字マークや、丁字マーク、ドライバーに安全運転を喚起するための「速度落とせ」や「交差点注意」、通学路における「スクールゾーン」等の路面表示を実施しております。

今後も同様な安全施設の設置や適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、日ごろから牛久地区交通安全協会や地域の方々と結成されております見守り隊、防犯パトロール隊などが通学路での立哨、下校時の見守り、地域の巡回を行い、安全安心なまちづ

くりに御協力をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小学校英語教育についてお答えいたします。

現在、本市においては業務委託9名、市雇用1名、計10名のALT、外国語指導講師がおります。小学校においては、5・6年生は年間35時間、3・4年生は年間10時間、1・2年生は年間5時間の外国語活動を行っています。

ALTの資質に関しましては、業務委託の業者選定の際に研修制度がどのくらい充実しているのかも考慮して選定いたしました。また、委託業者とともに指導主事が授業観察を通して評価し、課題が見られるALTは要望によって交代できるようになっています。

次に、日本人教師の研修についてですが、牛久市の先生方で組織している教育研究会という組織があります。この英語部会というところで、小学校の先生方が中学校の英語の授業を見て学ぶような取り組みもしております。また、県教育委員会の主催するネイティブスピーカーを活用した研修や、コンピューターの発音カソフト、こういったものを活用した研修に参加しています。

次に、うしく土曜カップ塾での取り組みですが、うしく土曜カップ塾は地域の方々やボランティアの方々などの協力を得ながら、さまざまな体験、交流活動を提供しています。ひたち野うしく小学校と奥野小学校の2校をモデル校として、昨年10月より開始いたしました。2校とも英語活動を行っており、低学年では英語に親しむことを、高学年では英語検定などにチャレンジできるような内容としています。ただ、昨年度は年度途中からの開始ということもありまして、小学生の英語検定の受験者はおりませんでした。

指導者ですが、ひたち野うしく小は4名のうち3名がネイティブ、奥野小は2名のうち1人がネイティブスピーカーで指導しております。

次に、うしく土曜カップ塾の今後の拡大予定につきましては、学校管理外の教育活動であり、学校と地域を結ぶコーディネーターやさまざまな活動の指導者、子供たちの活動をサポートするボランティアなど、地域の方々に参加、協力していただくことが不可欠な事業です。牛久市では、保護者や多くの地域の方々に参加、協力していただくことにより、市内全小学校でうしく土曜カップ塾を実施してまいりたいと考えています。

また、英語活動の講師につきましては、市内や近隣市に住んでいる外国人の方、英語塾に勤務している方や英語が堪能な方に担当していただいております。

参加実績につきましては、昨年度、ひたち野うしく小学校では全校生徒844名に対して367名が登録し、英語活動は14回の実施で1回当たり平均114名が参加しました。奥野小

学校では、全校生徒193名に対して97名が登録し、14回の実施で1回当たり約平均50名が参加しております。

放課後カッパ塾ということですが、現在放課後カッパ塾は自主学習の支援等をしておりますが、ここでも今後英語活動の推進を考えていきたいと思っています。

次に、小学校の英語活動における授業ごとの到達目標についてですが、学習指導要領では、5年生、6年生の外国語活動というところでやっております、ここではコミュニケーション能力への関心・意欲・態度、外国語へのなれ親しみ、言語や文化に関する気づきの3つの観点で子供たちの活動を見取って、文章で記述するというような評価になっておりまして、中学校のような5段階による到達目標は設定していない状況であります。

今後、学習指導要領の改定ということが視野に入ってきました。小学校高学年に英語が教科として入ってくることになれば、カリキュラムの改定とともに検討していく課題であると思われます。

文部科学省が平成25年12月に公表した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」が今後の動向を知る上での指針となっています。次期学習指導要領の方針を受けながら、小学校における英語教育を推進してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 私から、生活道路の安全について、すれ違い用スペースの導入についての御質問にお答えいたします。

現在の牛久市における狭隘道路の整備については、退避スペースなどの部分的な整備ではなく、消防署など緊急車両の通行を考慮し、最低幅員4メートルを確保し、路線として整備することを基本としております。また、道路とあわせて上下水道や雨水排水対策などインフラを整備し、付加価値のある宅地供給につながる道路整備を進めております。

現在でも整備計画が定まっておらず、すれ違いに支障を来す路線については、一部ではありますが退避スペースを導入しております。また、拡幅整備に時間を要する路線などでは、既に市で取得した用地など、退避スペースの整備が有効であると判断できる箇所につきましては、暫定的な整備方法として検討してまいりたいと思います。

法令によりますと、退避スペースは道路部分も含めて幅5メートル以上、長さ20メートル以上が必要で、退避スペースから道路全体が見渡せることとされており、空き家の敷地を利用した場合、この条件を満たすことは難しいこととされますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。それを踏まえまして、再質問に移らせていただきたいと思います。

道路狭隘率57%という数値をお示しいただきましたが、この数値は近隣市町村と比べまして高いのか低いのか、わかりましたらお示しいただければと思います。

また、安全を確保するという意味で、人口が多い地域あるいは高齢化が進んでいる地域を中心に今後もこの数値を下げて行く必要があると考えておりまして、先ほどの御答弁におきましても、今後も道路の改善を進めていく旨御答弁をいただきました。それを踏まえまして、優先的に道路整備を進める地域は定めているのか否か、お聞かせいただければと思います。

次に、英語教育に関する再質問でございます。

土曜カップ塾、放課後カップ塾での取り組み拡大に関しまして、非常に前向きな御答弁をいただきまして心強いところでございますが、この放課後カップ塾、土曜カップ塾での取り組みというのは、授業カリキュラム改定に比べまして、比較的迅速にできる取り組みでありまして、国の指導要領が示される前の段階でも取り組むということも可能であると思いますが、スピーディーに国の取り組みに先んじて取り組むという考えはないかどうかお聞かせいただければと思います。

再質問は以上になります。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ただいまお話がありましたように、土曜カップ塾、放課後カップ塾ではスピーディーに取り組むと思っております。問題は指導者の確保でありまして、このネイティブなスピーカーをどれだけ確保して進めていけるかという人材確保と、その間に入るコーディネーターを、誰を探していくかということの課題がありますが、できるだけ前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 狭隘率の問題についてお答えいたします。

近隣の市町村の狭隘率はいかがかというふうな御質問でしたが、私から近隣と申しますのはつくば市、龍ケ崎市、取手市、土浦市のデータを持っていますので、今から言う数字は、4メートル未満の道路が道路全体のうちの程度の割合を占めるかという数字でございます。つくば市は43.0%、取手市60.1%、土浦市65.7%、龍ケ崎市60.8%との回答をいただいております。先ほど答弁させていただいたとおり、牛久市は57.1%でございます。

こちらにおきましては、各自治体により地形的な条件や地域的な特色、社会的背景なども異なりますので、これらの数値のみで道路整備の進捗状況を判断するのは難しいかなと考えてお

ります。引き続き国の補助金を活用しながら計画的に整備を進めてまいりたいと思います。

また、優先的に進めるところということにおきましては、当然住民の方々、市民の方々からの要望が高いところということと、雨水整備、先ほどもお話ししましたが、雨水整備等のライフラインを考慮しまして、そちらと同時期になるようにというふうなことで考えております。

あと、もちろんその地域地域のネットワークということで、どのエリアとどのエリアを結びつけながら駅に向かっていくとか、学校に向かっていくとか、そういうネットワークを考えて整備していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様、こんにちは。公明党尾野政子でございます。

本日最後の登壇となりました。皆様、大変お疲れかと思えますけれども、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

通告順に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、AED設置についての①コンビニ設置の進捗状況についてであります。

AEDのコンビニ設置については、これまで2回取り上げさせていただきました。私は、全国で一番早くコンビニにAEDを配置した静岡県三島市を視察いたしました。三島市では、夜間や休日に重篤な傷病者が発生した場合に、市民がAEDを利用しやすい環境を整備して、救護体制を強化するため、市内で24時間営業しているコンビニやファミリーレストラン、ガソリンスタンド等へAEDを設置する、安心AEDステーション24設置事業を平成22年から開始いたしております。

当市においては、小中学校や行政区の集会所など、公共施設への設置は普及いたしておりますが、このAEDが利用できる時間については、それぞれの施設の開館時間内に限られております。そこで、24時間誰でも必要なときに利用できる環境が整っていることが好ましいと考えるところであります。また、今後大規模な災害が想定されている状況下でもあります。したがって、今後牛久市内のコンビニへの設置が救命活動の際の有効性が高いと認識するものであります。

平成26年第3回定例会の御答弁では、「今後は新たな整備先として、営業時間が長く、人の集まる施設であるコンビニエンスストアへの設置を検討しております。現在はコンビニエンスストアチェーン本社と調整を進めており、AED導入の社会的意義を説明し、民間企業による社会貢献と牛久市が連携協力をお願いしながら、導入可能な方策を検討してまいります」と

ありました。

そこでお伺いたします。コンビニ設置の現時点での進捗状況を伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） AEDのコンビニ設置の進捗状況についてお答えいたします。

御承知のとおり、市では平成19年度からAED設置に取り組んでおります。現在は、各行政区の集会所を初め、市役所や生涯学習センター等の公共施設、さらに各小中学校や各幼稚園、保育園等にAEDを設置しており、総設置箇所数は118カ所に上っております。

従来は、市民が多く集まる施設にAEDを設置することが重要であるという観点から、行政区集会所などのコミュニティー施設や公共施設に設置してまいりました。しかしながら、夜間など、施設が施錠されている際にAEDを利用できないという課題を抱えているのも事実でございます。

したがって、今後は新たな設置先として24時間開業しているコンビニエンスストアへの設置を前提に、効果的に配置してまいります。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、もしわかっておりましたら結構なんですけれども、今後のコンビニ設置のスケジュールについて、もしおわかりでしたらお教えいただきたいと思えます。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 今後のスケジュールにつきましては、今年度中に具体的なスケジュールを決定し、設置に向けて進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、今後も引き続き調整をよろしく願いいたします。

次に、②屋外へのAED設置についてであります。

龍ケ崎市は、このほど市内の全小中学校19校に設置してあるAEDを屋外型収納ボックスの中に移設し、24時間使用可能にいたしました。屋外型収納ボックスは、内部の温度をAEDが使用可能な温度ゼロから50度に維持できるため、気候や天候などに左右されず保管することが可能とのことであります。

これまで、学校の校庭や体育館を使用することもある休日や夜間などは校舎が施錠されていて、屋内のAEDを使用できない状況でしたが、屋外に移設されたことで、学校関係者だけでなく、いつでも誰でも学校のAEDを使用することができるようになり、近隣の方々からも「いつでも使えて安心です」、「何かあったときに本当に助かります」などの声が寄せられているとのことであります。

そこでお伺いいたします。当市の小中学校のAED設置場所の状況についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） AEDの小中学校への設置状況についてお答えいたします。

市内小中学校では、小学校が8校、中学校が5校と全ての小中学にAEDを設置しております。設置場所につきましては職員室となっており、児童生徒の救急救命を主な目的としております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、②のところでございます。

屋外型収納ボックスを導入し、屋外の設置に対する牛久市の御見解をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 各小中学校のAEDの屋外設置について、御質問にお答えいたします。

各小中学校のAED設置場所は職員室となっていることから、夜間や休校日に校舎が施錠された場合、AEDが使用できなくなるという課題がございます。毎日24時間AEDを使えるようにするためには、御指摘のとおり屋外への移設を行わなければなりません。同時に高価なAEDの盗難やいたずらなどのリスクも負うこととなります。市といたしましては、先進地の事例や効果を十分に検証しながら、AEDの屋外設置について検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） AEDの設置においては、基本いつでも誰もが使えるように整備していくことが大切なのではないかと考えるところでありますので、どうぞ今後検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな2点目、軽度・中等度難聴児に関する助成についてであります。

厚生労働省は、身体障害児実態調査、平成18年によりますと、全国の聴覚障害児は1万5,800人とされているとのことであります。乳幼児の健康診断における聴力検査で、軽度難聴や片耳難聴などの発見が早い段階で発見できるようになりましたが、その後の進学についてなど、聴力を補うための支援は十分とは言えない状況下にあるようであります。

補聴器の値段は数万円程度で、高額なものになると数十万円にも及びます。また居住地域の学校に難聴児を受け入れる学級がない場合、受け入れが可能な地域に転居する判断を迫られることもあるケースがあるとのことであります。このように、難聴児を抱える家庭にとっては、

経済的に大きな負担となっており、ほかの家庭より家計を圧迫している実態があります。

こうした中、近年においては、各自自治体では障害者手帳の有無にかかわらず、必要な聴覚障害児には補聴器購入費の補助を受けることができるようになってきています。軽度・中等度の難聴は、周りから聞こえているように見えますが、気づかれにくいため、音として聞こえていても言葉として明瞭に聞こえていないため、そのままにしておくと、言葉のおくれや発音の誤りなど言語発達に支障を来すと言われております。したがって、早期に補聴器を装用することで、言語発達やコミュニケーション能力を高めることができます。難聴児の聴力向上による言語の習得は、平等に学び生活する権利を手に入れることにつながります。そのためにも、補聴器の助成金制度は重要な支援策と言えます。

例えば高知市におきましては、難聴児児童補聴器購入助成事業が起こされております。対象者としたしましては、高知市内在住の18歳未満の児童であること、両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること、聴覚障害の身体障害者手帳を所持していないこと、医師が補聴器の使用を認めていること、同一世帯の市民税最多納税者の納税額が46万円未満であることなどであります。

そこでお伺いいたします。1番といたしまして、当市の難聴児の現状と対応についてでございますけれども、高度難聴児で障害者手帳を持っている児童の人数とその対応について、そしてまた、軽度・中等度の人数と対応についてお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 難聴児童への支援の現状と対応について、平成27年4月1日現在、聴覚障害を理由として身体障害者手帳を所持している18歳未満の児童は6名いらっしゃいます。うち5名に対し、補装具費として補聴器購入及び修理にかかる費用の原則9割を給付しております。

障害者総合支援法施行令に定める基準により、保護者の市民税所得割が46万円以上の場合には所得制限により補装具費の給付対象外となるため、残る1名は現時点でこの所得制限により補装具費給付の対象外となっております。

また、平成27年1月1日から151種類の難病が、障害者総合支援法に基づく補装具費給付対象とされています。現時点でこちらの難病を理由とする難聴児童への補装具給付費は現在のところありません。

それと、手帳非該当児童の人数と対応についてなんですけれども、手帳に該当しないが聴力に障害があり補聴器を必要とする児童の実数は現時点では把握しておりません。今後、指導課及び健康づくり推進課等の関連各課と連携し、軽度及び中度難聴児の把握を検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、②の障害者手帳を持たない軽度・中等度の児童への今後の助成の考え方について伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 手帳非該当児童への今後の支援につきましては、県の補助要綱の通達が5月にあり、市といたしましても、軽度及び中度難聴児への補聴器購入補助については必要であると判断しておりますので、次回定例会で予算を計上し、事業化を図るべく準備を進めております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま、県の施策として助成が行われるとのことでございましたけれども、それでは、詳しく何点か伺いいたしたいと思います。

まず、助成の対象になる児童の条件について伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 対象とする児童は、身体障害者手帳交付対象外の児童であり、小さな声やささやき声が聞こえにくいとされる30デシベルから70デシベル未満、かつ保護者の市民税所得割が46万円未満である児童を予定しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、助成の内容について伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 補助率は、県の補助基準を踏まえ、県、市、利用者がそれぞれ3分の1を負担する予定でございます。対象品目は、補聴器とイヤーマールドを予定しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 補聴器の本体のみならず、その耳の穴に入れるイヤーマールドのお金がばかにならないという声も届いているところであります。成長期の子供の耳の穴、耳穴はすぐに大きくなって、常につくり直す必要があるとのことでございましたので、このイヤーマールド代についても助成の対象になるということでございますか。はい。

それでは、続きまして、実施の予定について伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 先ほどもお答えしましたけれども、次の定例会に補正予算を計上しまして、なるべく早く実施したいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、最後に周知についてもお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 軽度及び中度難聴児への補聴器購入補助制度を開始する際には、広報紙や担当課窓口のほか、小中学校等を通じて保護者へ周知できるよう準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 軽度・中等度の児童とその御家庭にとっては、大変な朗報であるかと思えます。大変喜ばしく思っているところでございます。

次に、大きな3点目、防災広場の管理についてであります。

防災広場の近隣の方より、これまで幾度となく雑草除去の要望をいただいております。その都都市においても対応はしていただいておりますが、現在草が伸びきってから対応、除去となっているところでございます。普通の空き地と異なり、防災広場においては、ドクターヘリや災害ヘリの離着陸の場になったり、いつ起きてもおかしくない首都圏直下型地震などの災害時に備え、即使用できる整備が必要になるのではないかと素朴に考えるところでございますが、防災広場の管理のあり方についてお伺いしたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 防災広場の管理のあり方についてお答えいたします。

防災広場は、災害発生時における一時避難場所を確保するため、また仮設住宅の設置等の対応を図るため、市内8カ所に整備されており、牛久市地域防災計画にも明記されているものでございます。管理規定は特にはございませんが、住宅地等に隣接した場所もございまして、適正に管理することが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、②雑草除去の通年化について、ちょっと改めてお伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、近隣の方からたびたび雑草繁茂の苦情が寄せられ、私も背丈

ほど伸びきった防災広場の現状を確認しているところであります。公的な防災広場という観点から考えますと、1年を通じて、せめて短めに刈り込んでおく作業は必要かと考えますが、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 雑草除去の通年化についてお答えいたします。

御質問にあります東部地域防災広場については、初夏から秋にかけて雑草の繁茂が著しく、毎年市職員が草刈りを行っているところです。今年度につきましては、業者への草刈り委託を1回、市職員による草刈りを1回予定しておりますが、雑草の伸びはその年の気候にも左右されるため、刈り取り時期を見きわめながら実施してまいりたいと考えております。

なお、今年度、当防災広場での防災訓練の実施を計画しておりますので、現地の状況を確認し、必要に応じ適正に管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、最後に大きな4点目、一時保育の充実についてであります。

先日、ゼロ歳児と2歳の子供を持つヤングミセスの方より、保育園の一時保育についての要望をいただいた次第でございます。御自身が体調を崩し一時保育を申し込んだけれども、あきがなく利用することができなかつたとのことであります。同じような事例がほかからも届いております。近くに祖父母もいないので、今後においても何かあったときに対応が可能になるよう緊急に備えた利用枠確保ができれば大変助かるのですが、という内容でありました。

牛久市の平成27年度保育園、認定こども園の入園の御案内の一時預かり保育のページには、このような方が一時保育を利用できますということで、3点ほど掲載されておりました。保護者の就労形態により毎日でなくても週に何回か利用したいとき、また家族の病気や出産など緊急または一時的に家庭内保育が困難になったとき、子育てに少し疲れたのでリフレッシュしたいときなどが書かれております。利用料も安く設定されており、実際活用されて助かっているお母さんたちもたくさんいらっしゃるかと思います。

そこでお伺いいたします。各保育園の一時保育の現状についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 保育園の一時保育の現状についてお答えいたします。

保育園を利用していない家庭で、保護者の疾病や冠婚葬祭等により保育が困難となった場合や育児疲れのリフレッシュのために保育園で児童を一時的に預かる一時保育を実施している保育園は、公立保育園4園のうち、栄町保育園と下根保育園の2園でございまして、民間保育園は12園全ての園で実施しております。市内14園の一時保育の定員合計は120名となっております。

おりますが、利用する児童の年齢で保育できる人数が決まっておりますので、その利用するときの状況によって受け入れ人数が変わってくるということでございます。利用料は1日利用で1,600円から3,000円の範囲で各保育園が定め、徴収も各保育園で行っております。

平成26年度の年間利用児童数につきましては2,173名で、前年度と比較いたしますと991名減少してはおりますが、一時保育を希望しても利用できなかった児童が100名ほどいらっしゃいました。利用の理由といたしましては、先ほど議員が御案内のように、保護者の就労、疾病、兄弟の学校行事等の参加、こちらが上位を占めているところでございます。

以前は、保育園の待機児童の受け皿という形で継続的な一時保育の利用者がおりましたけれども、牛久市といたしまして保育園を随時整備し、待機児童がゼロになりましたので、これからは家庭で保育している方の支援としての役割を担っていくと考えてございます。

本年4月には一時保育を実施しておりませんでした公立の上町保育園が、社会福祉協議会が運営する民間の上町ふれあい保育園として開園いたしまして、一時保育を開始いたしまして、定員増を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、2番として改めて、緊急に備えた余裕枠確保についての市の御所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 緊急に備えた余裕枠確保についての御質問でございますが、平成27年、本年5月1日現在の市内の未就学児4,569名のうち、保育園児が1,600名、35%、幼稚園児が1,324名、29%、そのほか家庭で保育していらっしゃる子供が1,645名、36%となっております。家庭で保育している保護者が御自身の病気や育児疲れ等、さまざまな理由で気軽に利用できる一時保育は今後ますます重要になってくると考えております。

現在の施設で緊急時の利用枠を設けるということにつきましては、施設の整備や保育士の配置といった面からも難しいため、老朽化したしました公立のつつじが丘保育園、向原保育園を小学校の余裕教室を活用した社会福祉協議会運営の認可保育園として順次整備し、一時保育室の整備を含め、質の高い保育サービスの提供に努めていく所存でございます。

また、市の子育て広場のすくすく広場、のびのび広場での一時預かり、それから社会福祉協議会が運営するファミリーサポートの一時預かりにつきましても、さらに広く周知し、利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 少子化対策の一つとして、この一時預かり保育というのは、本当に現在の子育て世代に対して、切れ目のない大きな支援につながっていくというふうに、大変私もそのように思っておりますので、今後さらなる充実に向けて、改善のための御検討を何とぞよろしく願いいたします。これは要望ですので、御答弁は結構でございます。

それでは、以上で一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時00分延会